

平成28年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

平成28年7月

目 次

ページ

| | |
|-------------------|----|
| 1 平成27年度管理事業の実施状況 | 1 |
| (1) 被害防除対策 | 1 |
| (2) 個体数調整 | 3 |
| (3) 生息環境整備 | 6 |
| (4) モニタリング | 6 |
| | |
| 2 平成28年度事業実施計画 | 14 |
| (1) 被害防除対策 | 14 |
| (2) 個体数調整 | 15 |
| (3) 生息環境整備 | 17 |
| (4) モニタリング | 18 |
| (5) 群れ別・市町村別実施計画 | 19 |
| ア 西湘地域個体群 | 19 |
| イ 丹沢地域個体群 | 20 |
| ウ 南秋川地域個体群 | 26 |
| エ その他 | 27 |
| | |
| 資料 | 28 |
| | |
| 事業実施計画図 | 別冊 |

1 平成27年度管理事業の実施状況

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い

各地域で住民、農業者、市町村職員、農業協同組合、猟友会、シルバー人材センター等による追い払いを実施した。

小田原市、箱根町、湯河原町、相模原市、厚木市、愛川町、秦野市、伊勢原市では、追い払い員や監視員を配置し、通年の追い払いを実施している。この他に、職員や猟友会が通報等を受け、追い払いを実施した。

表1 追い払い実施結果

| 地域 個体群 | 実施 市町村 | 対象群・集団 | 実績 |
|-----------|-----------|-----------------------------------|---|
| 西湘 | 南足柄市 | S群 | 市職員 12回 |
| | 小田原市 | S群、H群 | 猟友会 2名/日 366日（S群、H群）、市鳥獣被害防止対策協議会 2,350時間（H群） |
| | 箱根町 | S群 | 町職員 8回、追い払い隊 2名/日 243日 |
| | 真鶴町 | H群 | 町職員 28回、猟友会 50回 |
| | 湯河原町 | T1群、P1群 | 町職員 88回、 追い払い隊 1～2名/日 210日 |
| 丹沢 | 相模原市 | ダムサイト群、 ダムサイト分裂群 | 市職員 1回、追い払い隊 2名/日 293日、猟友会 39回、その他 408回 |
| | 厚木市 | 鳶尾群、経ヶ岳群、 煤ヶ谷群、日向群、 半原群、七沢群 | 市職員 22回 8日、追い払い隊 2名/日 360日（鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、半原群に各1班、計4班）、 猟友会 1回 1日 |
| | 愛川町 | 鳶尾群、半原群、 川弟群、川弟分裂群、 ダムサイト群 | 町職員 9回、 追い払い隊 1名/日 243日 |
| | 清川村 | 煤ヶ谷群、川弟群、 川弟分裂群、片原群 | 猟友会 23回、294日 |
| | 秦野市 | 大山群、子易群 | 市職員 30回、30日、追い払い隊 1名/日 330日（大山群、子易群に各1班） |
| | 伊勢原市 | 大山群、子易群、 日向群、煤ヶ谷群、 高森集団 | 市職員 40回、80日、追い払い隊 2名/日 159日（大山群、子易群に1班、日向群、煤ヶ谷群、高森集団に1班）、 猟友会 70回、その他 7日 |
| 南秋川 | 相模原市 | K1群、K2群、 K3群、K4群 | 市職員 15回、追い払い隊 2名/日 293日（K1群、K3群、K4群）、 追い払い隊 2名/日 295日（K2群）、 猟友会 179回、その他 483回 |

※ 市町村、対象群により実施体制が異なるため実績の単位が異なる。

日：主に委託日数、回：出動・巡視回数

※ 委託等により定まっている場合、1日の従事者数を記載

(イ) 情報提供

厚木市、秦野市、伊勢原市、小田原市等では、ホームページ、メール等で群れの位置情報を住民や農業者等に提供し、地域での追い払い等に活用された。相模原市では、群れの位置情報を農業協同組合から農業者へ周知するとともに大型直売所での情報提供を行った。厚木市、愛川町、伊勢原市、小田原市、南足柄市、箱根町等では、サルの情報や被害状況を広報誌等に掲載した。

(ウ) 電気柵及び簡易電気柵の設置等

厚木市(25,459m)、愛川町(4,643m)では、農地と森林の境界部にサル等の侵入を防ぐために設置した電気柵の保守点検を行った。

相模原市(3箇所)、愛川町(7箇所)、清川村(3箇所)、伊勢原市(6箇所)では、農業者や住民による簡易電気柵設置への補助を行った。このうち、相模原市は、補助の限度額を増額した。

また、厚木市(6基)、清川村(9基)では、平成26年度から、音波によって鳥獣を駆逐する装置(通称バリアトーン)を、農地の被害防除や広域獣害防止柵の開口部対策として設置している。

(エ) 地域ぐるみの取組

相模原市、厚木市、伊勢原市では、自治会で自衛組織を設置する等の取組を促進しており、平成27年度は、相模原市と伊勢原市で自衛組織が増設された。自衛組織は、受信器等を用いて地域を巡回しながら群れの行動を監視し、被害発生を未然に防止するための追い払いを実施した。

愛川町、伊勢原市、小田原市では、地域が主体となった被害防除体制の整備や対策の実施に当たり、県等と連携して学習会の開催、技術的支援等を行った。愛川町では、有害鳥獣対策協議会が被害調査を実施した。

イ 県の取組

平成17年度から鳥獣被害対策に係る専門的知識や経験を持つ「鳥獣被害防除対策専門員」を地域県政総合センター(県央2名、西湘1名)に配置し、平成20年度からは湘南にも1名配置した。平成26年度からは非常勤職員として、県央、県西に各2名、湘南、横須賀三浦に各1名の計6名を配置しており、サルの生息する県央、湘南、県西地域の計5名が被害地域の巡視、住民への被害防除のための助言を行っている。

また、平成24年度から鳥獣被害対策支援チームが各地域(県央、湘南、県西)に設置され、県関係機関連携のもと市町村と協力し、地域の主体的な取組を支援している。

表2 平成27年度鳥獣被害対策支援チームの主な取組（サル関係）

| 地域 | 主な取組 | 結果及び成果 |
|-----------------------|---|--|
| [県央地域] 愛川町 幣山 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落環境調査、センサーカメラの設置 ・対策検討 ・モデル展示ほ場の設置 ・ユズもぎ及び剪定、クリの伐採 | <ul style="list-style-type: none"> ・サル、イノシシの出没確認 ・地域の対策意識向上（電気柵設置の検討、誘引物除去の継続） |
| [湘南地域] 伊勢原市 高部屋 | <ul style="list-style-type: none"> ・果樹の摘果、剪定講習会へ参加 ・集落環境調査 ・女性のための対策勉強会 ・サル自衛組織の新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いへの意識向上 ・地域主体の取組の対策進展が望める |
| [県西地域] 山北町 清水北部 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策講習会 ・集落環境調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策意識の向上 |

イ 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関が連携し対策を実施することが有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組の検討を行った。

表3 主な情報交換の実施状況

| 地域 個体群 | 対象 群 | 会議等の名称 | 関係機関 |
|-----------|------------|-------------------------------|---|
| 西湘 | S群 | 西湘地域追い払い検討会 | 小田原市、箱根町、南足柄市、JAかながわ西湘、県猟友会小田原支部、県西地域県政総合センター、自然環境保全課 |
| | P1群 T1群 | 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議 | 神奈川県：湯河原町、県西地域県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室 |
| 丹沢 | 大山群 子易群 | 秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会 | 秦野市、伊勢原市、JAはだの、JAいせはら |
| 南秋川 | K1群 K3群 | 山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する情報交換 | 神奈川県：相模原市、県央地域県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：上野原市、みどり自然課 |

(2) 個体数調整

平成27年度は、分裂による被害拡大防止及び生活被害・人身被害防止のための個体数調整については、計画数230頭に対し捕獲し処分した頭数（以下「捕獲数」という。）は99頭であり、新たな加害群及び加害集団の個体数調整については、計画数148頭に対し捕獲数は4頭であった。

新たな加害群及び加害集団の個体数調整の捕獲数が計画数に比べて著しく少ないのは、「生息確認ができなくなるまで」又は「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を継続することとしているため、計画数は生息が確認された個体数とし

ているのに対して、捕獲は被害状況等に応じて行われる場合が多いためである。

ア 西湘地域個体群

平成27年度は、H群とT1群において、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施した。地域個体群の安定的な維持を図るため、捕獲対象はオトナオス、ワカモノオス、コドモとし、H群では2頭（計画数7頭）、T1群では2頭（計画数5頭）を捕獲した。

また、S群において加害個体捕獲を実施し、2頭を捕獲した。

イ 丹沢地域個体群

日向群については、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施し、13頭（計画数13頭）を捕獲した。

平成27年度は、経ヶ岳群と煤ヶ谷群について、個体数調整の目的を、「分裂による被害拡大防止」から「生活被害・人身被害軽減」に変更し、経ヶ岳群では22頭（計画数30頭）、煤ヶ谷群では12頭（計画数23頭）を捕獲した。その結果、平成27年度末の推定個体数は、経ヶ岳群は25頭、煤ヶ谷群は30頭となり、いずれも30頭程度とした個体数調整の目標を達成した。

鳶尾群と大山群についても、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施しており、平成27年度は、鳶尾群は20頭（計画数55頭）、大山群は11頭（計画数12頭）を捕獲した。

なお、上記の取組の中で、群れの中でオトナメスの割合が高まっている経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群では、オトナメスの捕獲を試験的に行っている。経ヶ岳群、煤ヶ谷群では、10歳以下のオトナメスの捕獲を試行したが捕獲に至らなかった。鳶尾群では、群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの選択的捕獲を試行し、2頭のオトナメスを捕獲した。

平成18年度以降に新たに確認された加害群及び加害集団の捕獲については、ダムサイト分裂群で1頭、片原群で3頭を捕獲した。このうち、片原群については、平成25年度から銃器によりオトナオス及びワカモノオスの捕獲を試行しており、捕獲数3頭のうち2頭（オトナオス）は銃器によって捕獲したものである。

ウ 南秋川地域個体群

K1群、K2群、K3群、K4群について、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施し、平成27年度は、K1群で1頭（計画数10頭）、K2群で6頭（計画数30頭）、K3群で9頭（計画数25頭）、K4群で1頭（計画数20頭）を捕獲した。このうち、K1群及びK3群では、試行的に銃器を用いた捕獲も試みたが、実施期間中に発砲可能なエリアに群れが出没しなかったことから、捕獲には至らなかった。

なお、この他に山梨県上野原市において、平成27年度にK1群で11頭、K3群で2頭が捕獲され、捕獲された個体にはオトナメスが含まれていた。

表4 捕獲数

(単位：頭)

| 加害個体捕獲 | | |
|--------|-------|------|
| 地域個体群 | 群れ名 | 頭数 |
| 西湘 | S群 | 2(4) |
| 丹沢 | 日向群 | 1 |
| | ハナレザル | 2 |
| 合計 | | 5(4) |

| 個体数調整 | | | | | |
|-------------|-------|----------|---------|-----|-------|
| 目的 | 地域個体群 | 群れ・集団名 | 捕獲数 | 計画数 | 目標頭数 |
| 分裂による被害拡大防止 | 丹沢 | 日向群 | 13(10) | 13 | 40程度 |
| | 南秋川 | K 1 群 | 1 | 10 | 70-80 |
| | | K 2 群 | 6 | 30 | 50程度 |
| | | K 3 群 | 9(2) | 25 | 50程度 |
| 生活被害・人身被害軽減 | 西湘 | H群 | 2(2) | 7 | — |
| | | T 1 群 | 2(3) | 5 | — |
| | 丹沢 | 経ヶ岳群 | 22(1) | 30 | 30程度 |
| | | 鳶尾群 | 20 | 55 | 30程度 |
| | | 煤ヶ谷群 | 12 | 23 | 30程度 |
| | | 大山群 | 11(7) | 12 | 40程度 |
| 計 | | | 99(26) | 230 | — |
| 新たな加害群・加害集団 | 丹沢 | ダムサイト分裂群 | 1 | 20 | — |
| | | 川弟分裂群 | 0 | 64 | — |
| | | 半原群 | 0 | 22 | — |
| | | 片原群 | 3 | 26 | — |
| | | 子易群 | 0 | 13 | — |
| | | 高森集団 | 0 | 3 | — |
| 計 | | | 4 | 148 | — |
| 合計 | | | 103(26) | 378 | |

※捕獲数は処分した個体数を示し、カッコ内は外数で放獣数である。

※この他に上野原市によりK 1 群11頭、K 3 群2頭が処分された(外数)。

※目標頭数は、個体数調整により、目指す群れの頭数である。日向群及び大山群は平成26年度から3年間の目標、その他の群れについては、平成27年度の目標である。

エ 捕獲個体の取扱い

分裂による被害拡大防止のための個体数調整による捕獲個体及び試験的にオトナメスの捕獲を行っている鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群の捕獲個体については、原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

その結果、K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群、日向群については、オトナメスは捕獲されていなかった(K 1 群、K 3 群は神奈川県内で捕獲された個体に限る。)。試験的にオトナメスの捕獲を行っている群れで捕獲され、オトナメスと判別された個体の性年齢判別は適切であったことが確認された。

メスの捕獲個体36頭のうち妊娠経験があったとされた個体は、オトナメス2頭中1頭で、ワカモノメス6頭は、いずれも妊娠経験はなかった。

(3) 生息環境整備

耕作放棄地の草刈り、伐採を実施し、サルが隠れにくい環境を作る等の取組を行った。

○集落環境調査：愛川町幣山、伊勢原市高部屋・坪ノ内、山北町清水北部 ほか

○緩衝帯整備：伊勢原市大山地区 1.1ha ほか

○集落周辺での森林整備：厚木市飯山地区 17.4ha、愛川町八菅山地区 ほか

また、市町村や農業協同組合の広報紙、自治会の回覧、登山道周辺での看板等を通じて、出荷しない農作物の適正処理、取り残し果実、餌付け等の誘引物の除去について、住民、農業者等に周知した。

なお、水源の森林づくり事業などの森林整備が行われている。これらの森林整備は直接サルの生息環境整備を目的としたものではないが、間伐などの森林整備により農地及び人家から離れた場所におけるサルの生息環境向上にも寄与すると考えられる。

(4) モニタリング

平成27年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域、加害レベル）及び市町村、農業協同組合等の調査に基づき農作物被害、生活被害・人身被害の状況について取りまとめた結果は、次のとおりである。

ア 生息状況調査結果

(ア) 群れ数

西湘地域、丹沢地域、南秋川地域（神奈川県側）に生息する群れのうち、農作物等に被害を発生させている加害群及び加害集団を対象に調査を実施し、確認した群れ及び集団は計23群2集団であった。恩方群が新たに確認され、平成24年度に確認された和田山集団が再び確認された。

なお、電池切れ等の理由から稼動している発信器が少なくなった群れ等に、平成27年度は14基の電波発信器を装着した。

[西湘地域個体群]

継続して確認されたS群、H群、T1群、P1群の4群と、和田山集団が確認された。和田山集団は、平成24年度に新たに確認され、平成25年度からはP1群と合流していたが今年度は別行動していたため、別集団とした。P1群の個体数は5頭となり、今後消滅する可能性がある。

[丹沢地域個体群]

ダムサイト群、ダムサイト分裂群、川弟群、川弟分裂群、経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群、日向群、七沢群、大山群、丹沢湖群、子易群、片原群、半原群、高森集団の計14群1集団を確認された。平成24年度の半原群以降は、丹沢地域では群れ分裂による新たな群れの確認は無いが、川弟群、川弟分裂群、日向群、片原群では分派行動が見られるため、今後も動向に注意が必要である。また、七沢群は、聞き取り調査による出没情報であり、過去確認されたことのある谷太郎集団の情報と区別することができないため、谷太郎集団の可能性もある。

[南秋川地域個体群]

継続して確認されたK1群、K2群、K3群、K4群と、新たに確認された恩方群の計5群であった。個体数の多い群れが複数あり、未確認であるが、K1群、K3群あるいはK4群の分派行動が確認された。

※ 本計画上の群れ及び集団の定義について

群れとは、モニタリング調査により通年の行動域・個体数・加害レベルが把握されているサルの集まり。

集団とは、十分なモニタリング調査が行われておらず通年の行動域・個体数・加害レベルが不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数10頭のサルの集まり。

(イ) 個体数

群れの移動中に見通しの良い場所を渡るところを監視し、目視及びビデオ撮影により、頭数を確認した。西湘地域個体群 106 頭、丹沢地域個体群 482 頭、南秋川地域個体群 368 頭を確認した。平成 26 年度と比較すると西湘地域は 4 頭の減少、丹沢地域は 63 頭の減少、南秋川地域は 64 頭の増加となり、県内全体では 956 頭で 3 頭の減少となった。

表 5 群れ数・個体数の内訳

(単位：頭)

| 地域 個体 群名 | 群れ・ 集団名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 備考 |
|----------------|---------------|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|--------------------------|---|
| 西湘 | S 群 | 24 | 22 | 21 | 20 | 21 | 22 | 25 | 22 | 20 | |
| | H 群 | 43 | 35 | 32 | 33 | 36 | 45 | 45 | 42 | 44 | |
| | P 1 群 | 17 | 17 | 19 | 15 | 13 | 9 | 12 | 13 | 5 | |
| | T 1 群 | 23 | 27 | 26 | 27 | 29 | 31 | 32 | 33 | 34 | |
| | T 2 群 | 4 | 4 | | | | | | | | |
| | 和田山 集団 | | | | | | 3 | | | 3 | P 1 群から分派 |
| | 小計 | 111 | 105 | 98 | 95 | 99 | 110 | 114 | 110 | 106 | |
| 丹沢 | ダムサイト群 | 12 | 16 | 12 | 15 | 16 | 16 | 17 | 12 | 12 | |
| | ダムサイト 分裂群 | 46 | 48 | 50 | 29 | 35 | 25 | 19 | 20 | 15 | 平成19年度に ダムサイト群から分裂 |
| | ダムサイト 青山集団 | | 3 | 1 | | | | | | | 平成22年3月に消滅 |
| | 川弟群 | 64 | 66 | 79 | 42 | 46 | 56 | 53 | 57 | 56 | |
| | 川弟 分裂群 | | | | 47 | 51 | 59 | 59 | 64 | 63 | 平成22年度に川弟群から分裂 |
| | 経ヶ岳群 | 88 | 82 | 81 | 68 | 69 | 46 | 45 | 54 | 32 | |
| | 鷲尾群 | 154 | 118 | 108 | 103 | 107 | 89 | 90 | 92 | 58 | |
| | 煤ヶ谷群 | 48 | 63 | 72 | 53 | 54 | 52 | 51 | 47 | 41 | |
| | 日向群 | 47 | 51 | 53 | 54 | 59 | 67 | 65 | 52 | 48 | |
| | 七沢群 | 10 | - | - | - | 6 | 10 | 4 | 10 | 10 | 平成27年度は聞き取り 調査による推定頭数 谷太郎集団の可能性あり |
| | 大山群 | 37 | 41 | 44 | 49 | 49 | 50 | 54 | 45 | 49 | 平成13年度以降に群れが分裂 |
| | 丹沢湖群 | 15 | 14 | 22 | 22 | 22 | 25 | 27 | 28 | 24 | |
| | 子易群 | - | 10 | 13 | 19 | 20 | 23 | 16 | 13 | 11 | |
| | 片原群 | | | | | 22 | 25 | 31 | 26 | 24 | |
| | 半原群 | | | | | | 20 | 23 | 22 | 36 | |
| 高森集団 | | | 13 | 7 | 3 | 5 | 3 | 3 | 3 | 平成27年度は聞き取り 調査による推定頭数 | |
| 小計 | 521 | 512 | 548 | 508 | 559 | 568 | 557 | 545 | 482 | | |
| 南秋 川 | K 1 群 | 112 | 119 | 110 | 102 | 107 | 107 | 104 | 96 | 91 | |
| | K 2 群 | 72 | 80 | 83 | 89 | 96 | 93 | 87 | 81 | 70 | |
| | K 3 群 | 75 | 75 | 76 | 88 | 99 | 93 | 89 | 74 | 81 | |
| | K 4 群 | 56 | 72 | 76 | 77 | 73 | 56 | 50 | 53 | 45 | |
| | 恩方群 | | | | | | | | | 81 | 新規確認 |
| | 小計 | 315 | 346 | 345 | 356 | 375 | 349 | 330 | 304 | 368 | |
| 合計 | 947 | 963 | 991 | 959 | 1033 | 1027 | 1001 | 959 | 956 | | |

※分派：群れからある期間、集団が分かれて行動すること。個体数が大きな群れで餌の少ない夏期や冬期に見られることが多く、群れと集団の行動域は概ね重複している。

※分裂：分派行動をとっていた集団が、年間を通して元の群れと独立した行動域をもつようになること。この時点で、新たな群れが生じたと考えられる。

※この他に単独又は小集団で生活しているオスのハナレザルが生息している。

※平成18年度に丹沢地域個体群で法輪堂集団(11頭)及び谷太郎集団(20頭)、南秋川地域個体群で底沢集団(67頭)が聞き取り等で確認されたが、平成19年度以降は確認されていない。

(ウ) 行動域

前記の加害群及び加害集団（七沢群、高森集団を除く）について、ラジオ・テレメトリー法により行動域の調査を実施した。近年の変化は以下のとおりである。

〔西湘地域個体群〕

- ・ S 群は、大きな変化なし
- ・ H 群は、大きな変化なし
- ・ P 1 群は、神奈川県側の利用はほとんどなく、静岡県側（南）へ行動域シフト
- ・ T 1 群は、真鶴側（東）の行動域が縮小
- ・ 和田山集団は、湯河原町と静岡県熱海市にまたがる範囲を利用、P 1 群と一部重複

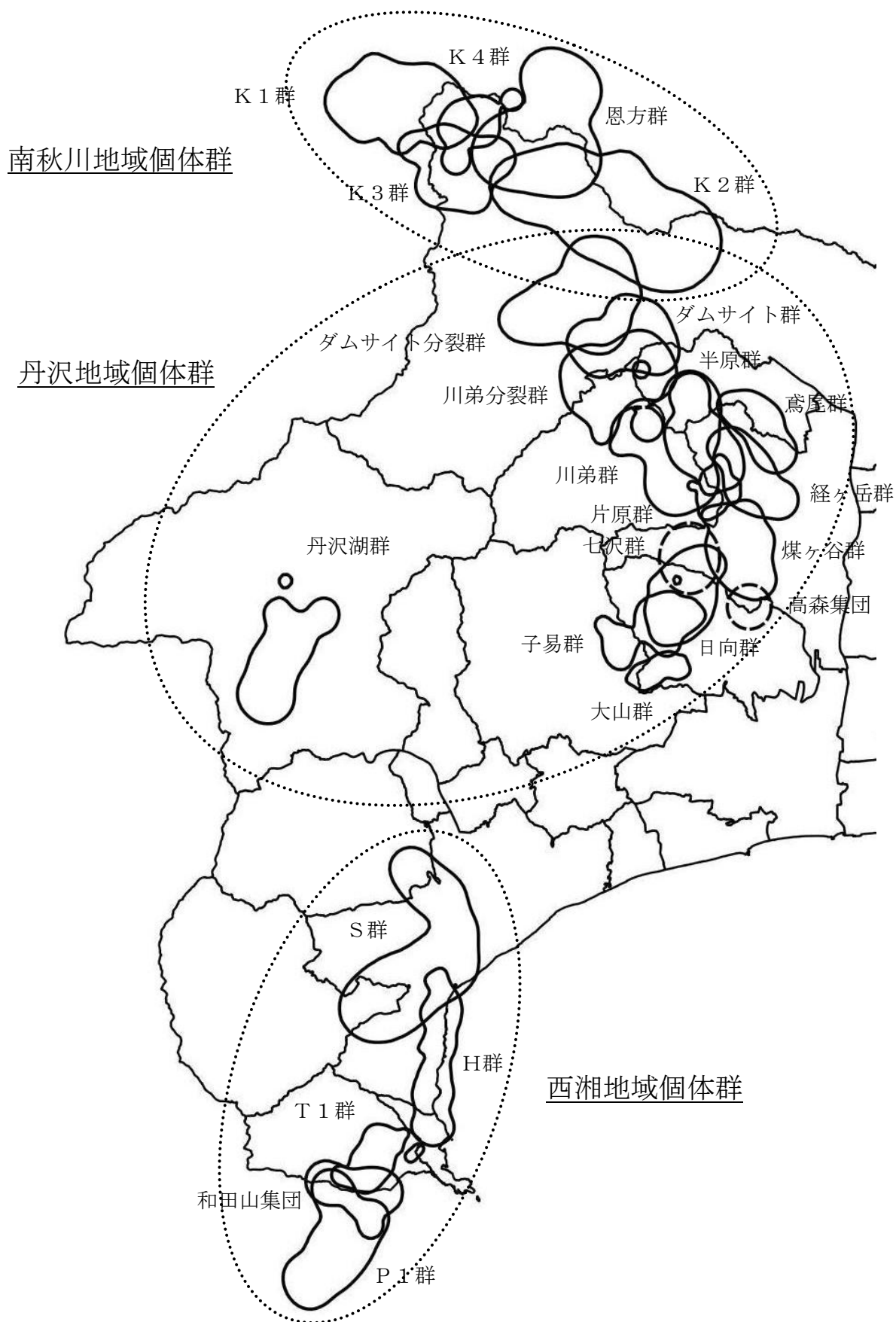
〔丹沢地域個体群〕

- ・ ダムサイト群は、ダムサイト分裂群よりも南の地域を利用、川弟分裂群との行動域の重複
- ・ ダムサイト分裂群は、ダムサイト群との重複は少なく、ダムサイト群より北側の地域を利用
- ・ 川弟群は、半原群との重複が多く、行動域は南側へ拡大
- ・ 川弟分裂群は、ダムサイト群と宮ヶ瀬湖北岸で行動域が重複、川弟群との重複は少なかった
- ・ 経ヶ岳群は、厚木市真弓から厚木国際ゴルフ場を利用、過去利用された国道 412 号の東側の利用は確認されなかった
- ・ 鳶尾群は、鳶尾山周辺の狭い地域を利用、過去利用された国道 412 号の東側の利用は確認されなかった
- ・ 煤ヶ谷群は、市街地側（南）へ行動域シフト
- ・ 日向群は、北側、南側とも範囲拡大
- ・ 大山群は、北側は範囲縮小、南側は弘法山方向へやや範囲拡大
- ・ 丹沢湖群は、丹沢湖の北側は範囲縮小
- ・ 子易群は、伊勢原市と秦野市にまたがる範囲を利用、日向群との重複範囲が大きくなった
- ・ 片原群は、川弟群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群の空白地域を利用、半原群と重複がみられるようになった
- ・ 半原群は、行動域の北側は縮小し、南側に拡大

〔南秋川地域個体群〕

- ・ K 1 群は、神奈川県側（東）へ拡大
- ・ K 2 群は、市街地側（東）へ拡大し、東側の利用が多くなった
- ・ K 3 群は、市街地側（南）へ拡大
- ・ K 4 群は、大きな変化なし
- ・ 恩方群は、平成 27 年度に初確認

＜平成27年度 神奈川県内のニホンザルの分布＞



- ※ 平成27年度ニホンザル生息状況調査委託業務調査報告書より作成。
- ※ 図中の線で囲まれた部分が95%固定カーネル法による各群れの行動域。
- ※ 七沢群、高森集団については、出没が確認されたおおよその地域を示している。

(エ) 加害レベル

加害群を対象に、管理計画に定める「群れの加害レベル判定基準表」に基づき、直接観察、出没場所、人に対する反応、農作物等への被害状況の把握により判定した。

平成 27 年度は、半原群で加害レベルが高くなった。

表 6 加害レベル

| 地域 個体 群名 | 群れ・ 集団名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
|----------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 西 湘 | S群 | 4～5 | | | | | | | | | |
| | I群 | 3～4 | | | | | | | | | |
| | P1群 | 4～5 | | | | | | | | | |
| | T1群 | 3～4 | | | | | | | | | |
| | T2群 | 4 | | | | | | | | | |
| | 和田山集団 | | | | | | 4 | | | 3 | |
| 丹 沢 | ダムサイト群 | 3～4 | | | | 3 | | | | | |
| | ダムサイト 分裂群 | | | 3～4 | | | | | | | |
| | 川俣群 | 0～1 | | 1 | | | 1～2 | | 2 | | |
| | 川俣分裂群 | | | | | 1 | | | 1～2 | | |
| | 経ヶ岳群 | 3～4 | | | | | | | | | |
| | 鳶尾群 | 3～4 | | | | | | | 3 | | |
| | 煤ヶ谷群 | 3～4 | | | | | | | | | |
| | 日向群 | 3～4 | | | | | | | | | |
| | 七沢群 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | |
| | 大山群 | 3～4 | | | | | | | | | |
| | 子易群 | － | － | 2 | 2～3 | | | | | | |
| | 丹沢湖群 | 2～3 | | | | | | | 3 | | |
| | 片原群 | | | | | | 1～2 | | 2～3 | | |
| | 半原群 | | | | | | － | 1～2 | 0～1 | 1 | |
| 高森集団 | | | | | | － | － | － | － | | |
| 南 秋 川 | K1群 | 3 | | | | | | | | | |
| | K2群 | 3 | | | | | | | | | |
| | K3群 | 3 | | | | | | | | | |
| | K4群 | 2～3 | | | | | | | | | |

イ 被害状況及び対策状況調査

報告上の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。被害報告については、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を出さない農業者が多いこともあり、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。

一部の市町村では、追い払い員等によって被害の把握が行われている地域がある。また、一部の地域において、鳥獣被害防除対策専門員が市町村と協力し、サル出没場所等の被害状況や防護柵等の対策状況について、取りまとめを行った。

(ア) 農作物被害

平成27年度の県内農作物被害は、被害面積5.8ha、被害額4,759千円であり、平成26年度と比較すると被害面積は19.5haの減少、被害額は20,450千円の減少であった。

表7 農作物被害 [上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

| 地域 個体 群名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 前年度 比較 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------------------|
| 西湘 | 2.6 2,385 | 4.3 4,346 | 7.5 8,900 | 2.9 3,738 | 2.8 2,820 | 0.9 2,100 | 0.3 773 | 8.2 3,034 | 0.8 250 | ▲7.4 ▲2,785 |
| 丹沢 | 9.0 9,039 | 13.6 22,573 | 19.6 20,299 | 26.7 16,586 | 12.8 9,790 | 23.1 26,413 | 16.2 13,554 | 15.7 19,536 | 4.7 4,057 | ▲11.0 ▲15,480 |
| 南 秋川 | 0 0 | 1.0 594 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 1.3 2,638 | 0.2 453 | ▲1.0 ▲2,185 |
| 合計 | 11.6 11,425 | 18.9 27,513 | 27.1 29,198 | 29.6 20,323 | 15.6 12,610 | 24.0 28,513 | 16.5 14,327 | 25.2 25,208 | 5.8 4,759 | ▲19.5 ▲20,450 |

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

(イ) 自家用農作物

家庭菜園等の自家用作物の被害は、丹沢地域個体群で2.68haの減少、南秋川地域個体群で3.55haの減少となっている。

表8 自家用農作物の被害面積 (単位：ha)

| 地域 個体 群名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 前年度 比較 |
|----------------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|-----------|
| 西湘 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 丹沢 | 5.87 | 7.98 | 19.16 | 7.97 | 4.80 | 6.74 | 3.49 | 3.81 | 1.14 | ▲2.68 |
| 南秋川 | 3.14 | 5.78 | 1.88 | 2.72 | 1.46 | 5.52 | 0.52 | 6.07 | 2.52 | ▲3.55 |
| 合計 | 9.01 | 13.76 | 21.04 | 10.69 | 6.26 | 12.26 | 4.02 | 9.88 | 3.65 | ▲6.23 |

※ 自家用農作物の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

(ウ) 生活被害・人身被害

追い払い、加害個体の捕獲等の対策を実施しているものの、サルによる生活被害（屋外の物品等の損傷、屋内の物品略奪、人家侵入、生活上の脅威、騒音）や人身被害（傷害、飛びかかる等の威嚇）は、依然として発生しており、平成27年度の県、市町村に寄せられた苦情、通報・相談件数は、739件に上っている。

表9 生活被害・人身被害

(単位：件)

| 地域 個体群名 | 区分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 西湘 | 生活被害 | 139 | 162 | 237 | 247 | 267 | 444 | 428 | 420 | 372 |
| | 人身被害 | 11 | 5 | 4 | 1 | 1 | 2 | 9 | 10 | 14 |
| | 小計 | 150 | 167 | 241 | 248 | 268 | 446 | 437 | 430 | 386 |
| 丹沢 | 生活被害 | 88 | 82 | 194 | 108 | 116 | 196 | 142 | 235 | 310 |
| | 人身被害 | 0 | 9 | 11 | 49 | 11 | 6 | 5 | 0 | 2 |
| | 小計 | 88 | 91 | 205 | 157 | 127 | 202 | 147 | 235 | 312 |
| 南秋川 | 生活被害 | 159 | 5 | 127 | 141 | 61 | 35 | 69 | 65 | 41 |
| | 人身被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 小計 | 159 | 5 | 127 | 141 | 61 | 36 | 70 | 65 | 41 |
| 合計 | 生活被害 | 386 | 249 | 558 | 496 | 444 | 675 | 639 | 720 | 723 |
| | 人身被害 | 11 | 14 | 15 | 50 | 12 | 9 | 15 | 10 | 16 |
| | 小計 | 397 | 263 | 573 | 546 | 456 | 684 | 654 | 730 | 739 |

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

2 平成 28 年度事業実施計画

第 3 次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「3 次計画」という）に基づき、平成 28 年度のニホンザル管理事業実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い・追い上げ

サルを人の生活圏から遠ざけるため、住民、農業者、市町村職員、農業協同組合、猟友会、シルバー人材センター等による群れの加害レベル、地域特性等に応じた追い払いの実施を推進するとともに、監視、通報体制の強化を図る。

特に湘南地域では、長期的な群れ管理の視点から、日向群の行動域の南下を防ぐとともに、子易群を除去した後、子易群が生息していたエリアに大山群を早急に追い上げる必要があるため、効果的な追い払い・追い上げ方法を県と協力して検討し、実施に向けて調整する。

また、厚木市の銃器による追い上げの実施、伊勢原市における自衛組織の増設、愛川町の電動ガン購入補助推進、清川村の定期巡回の開始、秦野市の新たな追い払い方法の検討など、追い払い・追い上げに関する取組の強化を図る。

(イ) 情報提供

ホームページ、メール等の活用や農業協同組合との連携等により群れの位置情報を住民や農業者等に提供し、追い払い等への活用を図るとともに、サルの情報や被害状況を広報誌等に掲載するなどの情報発信を行う。

また、県等と連携し、住民等を対象にした研修会等を開催する。

(ウ) 電気柵及び簡易電気柵の設置等

厚木市、愛川町等では、広域に設置した電気柵の保守点検を行う。相模原市、愛川町、清川村、伊勢原市等では、追い払いだけでは被害防除が困難な農地や被害が集中している地域において、引き続き簡易電気柵、防護ネットの設置補助を行う。平成 28 年度からは、新たに厚木市が防護柵設置への補助を実施する。

イ 県の取組

鳥獣被害防除対策専門員を引き続き各地域県政総合センターに配置し、被害地域の巡視や住民への被害防除に関する助言を行うなど地域ぐるみの取組への技術的支援を行う。

各地域の取組の成果や効果的な被害防除対策を行うための知見等を広く普及するため、市町村職員、農業協同組合、住民を対象に研修会を開催する。

また、引き続き鳥獣被害対策支援チームを各地域（県央、湘南、県西）に設置し、県関係機関連携のもと市町村と協力し、地域の主体的な取組を支援する。

ウ 広域連携の推進

(ア) 県内市町村の連携推進

複数の市町村を行動域とする群れへの対策について、地域鳥獣対策協議会において関係機関による連携した実施体制の整備に努める。

(イ) 関係都県との連携

サルが生息域は東京都、山梨県、静岡県にまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と生息状況、被害状況、捕獲状況、被害防除対策の実施状況等に関する情報交換会を開催する。

- 山静神、東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会
- 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議
- 相模原市と山梨県上野原市の情報交換

(2) 個体数調整

個体数調整は、下記の目的に応じた実施の方向性及び対象個体の考え方に沿って、平成 27 年度のモニタリングで把握した生息状況や被害状況を踏まえながら検討、実施し、必要に応じて見直しを図る。

捕獲個体については、地域個体群の維持状況、個体の特性等により、必要に応じて学習放獣等を検討する。

各種の試験的な捕獲については、実施状況及び結果等の検証を行い、対象としている群れ以外の群れへの適用の可否等を検討する。

なお、加害個体については群れの加害レベルによらず加害個体捕獲の対象とする。

【分裂による被害拡大防止のための個体数調整】

加害レベルが 3 以上の群れで、個体数が増加し、分派行動が繰り返し観察される等の群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合に被害が拡大するおそれがある群れに対して、分裂を阻止できる規模まで個体数の減少を図る。

【生活被害・人身被害軽減のための個体数調整】

加害レベルが 3 以上の群れで、追い払い等の対策を実施しても被害が軽減されておらず、個体数調整を実施しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に、被害の軽減が図れる程度まで捕獲する。捕獲した個体のうち、被害を発生させる可能性の低いアカンボウ及び捕獲により群れの分裂を引き起こすおそれがあるオトナメスは原則放獣する。

なお、西湘地域個体群については、地域個体群の安定的な維持を図るため、捕獲対象個体はワカモノオス、オトナオス、コドモとし、他の性年齢区分の個体は原則として学習放獣する。

【新たな加害群及び加害集団の捕獲】

2 次計画策定時の平成 18 年度以降に確認された新たな加害群及び加害集団を対象に、「生息確認ができなくなるまで」又は、捕獲により被害が軽減され「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を継続する。そのため、計画数は、平成 27 年度の生息状況調査で確認された個体数とする。

なお、オトナメスについては捕獲により群れの分裂を引き起こすおそれがあるため、群れの捕獲開始当初は放獣する。

ア 西湘地域個体群

○生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整

H 群と T 1 群で実施し、計画数は、西湘地域個体群の安定的な維持を図るため、H 群ではオトナオス又はワカモノオス 1 頭、コドモ 7 頭の計 8 頭、T 1 群ではオトナオス又はワカモノオス 2 頭、コドモ 5 頭の計 7 頭とする。

捕獲方法は、いずれの群れも基本的にはこわなとするが、T 1 群については、効率的な捕獲のため麻酔銃による捕獲を試行する。

なお、処分対象以外の個体が捕獲された場合は、大きな音等により人をおそれ

させること等を目的とした学習放獣を実施する。放獣する個体については、識別のし易さや個体への負担等に留意し、個体識別の方法を検討、実施する。

イ 丹沢地域個体群

○分裂による被害拡大防止のための個体数調整

日向群で継続して実施し、計画数を15頭とする。捕獲方法は、基本的にははこわなとするが、子易群の銃器による試験的な捕獲を実施する際に、日向群を確認した場合は、銃器による捕獲を行う。

なお、日向群の群れの構成については、個体数調査の結果と捕獲の状況に若干のずれが認められるため、平成28年度の生息状況調査等を踏まえ、群れの性年齢構成に配慮し、必要に応じて計画数を見直す。

○生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整

経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群、大山群で継続して実施し、計画数は、経ヶ岳群5頭、鳶尾群25頭、煤ヶ谷群10頭、大山群15頭とする。

このうち、経ヶ岳群と煤ヶ谷群は、個体数調整を継続してきたことによる性年齢構成のバランスの変化に配慮するため、10歳以下のオトナメスの試験的な捕獲を継続して実施する。いずれの群れも、栄養状態が良く、ワカモノメスも出産が可能であるため、オトナメス及びワカモノメスの計画数とその他の性年齢区分の計画数を分けて設定する（内訳は資料参照）。

また、鳶尾群は、個体数調整による性年齢構成のバランスの変化に加え、分裂しても地理的に他地域への行動域拡大の可能性が少ないため、10歳以下のオトナメスに加え、10歳を超えるオトナメスのうち、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を試験的に行う。

捕獲方法は、基本的にははこわなとするが、経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群、日向群、大山群については、より効率的な捕獲を目指して麻醉銃による捕獲も試行する。

なお、大山群の群れの構成については、個体数調査の結果と捕獲の状況に若干のずれが認められるため、また、経ヶ岳群については、平成27年度に達成した目標規模を維持するため、両群とも平成28年度の生息状況調査等を踏まえ、群れの性年齢構成に配慮し、必要に応じて計画数を見直す。

○新たな加害群及び加害集団の捕獲

ダムサイト分裂群、川弟分裂群、子易群、片原群、半原群、高森集団で継続して実施し、計画数は最大で、ダムサイト分裂群15頭、川弟分裂群63頭、子易群11頭、片原群24頭、半原群36頭、高森集団3頭とする。

捕獲方法は、基本的にははこわなとするが、ダムサイト分裂群については、地形的にははこわなが設置困難であるため、より効率的な捕獲を目指して、いずれも銃器による捕獲を試行する。また、子易群については、はこわなによる捕獲効率が低いいため、銃器と多頭捕獲わなによる捕獲を試行する。麻醉銃による捕獲を片原群、半原群、高森集団で継続して実施する。

また、片原群では、平成25年度から実施しているワカモノオスとオトナオスを対象とした銃器による試験的な捕獲に、アカンボウ及びコドモを追加して実施する。

ウ 南秋川地域個体群

○分裂による被害拡大防止のための個体数調整

K1群、K2群、K3群、K4群で継続して実施し、計画数はK1群10頭、K

2群30頭、K3群30頭、K4群20頭とする。

いずれの群れもオトナメスの割合が多くなっているため、群れの性年齢構成のバランスに偏りを生じさせないように、平成28年度から新たに10歳以下のオトナメスを対象とする試験的な捕獲を行う。

捕獲方法は、基本的にはこわなとするが、試験的な捕獲として、K1群とK3群で、銃器による捕獲を平成27年度に続いて行うとともに、新たにK2群、K4群でも実施する。また、麻酔銃による捕獲をK1群、K2群、K3群、K4群で継続するとともに、囲いわなによる捕獲をK2群で実施する。

なお、K4群については、分派分裂が起こっている可能性があるため、平成28年度の生息状況調査等を踏まえ、必要に応じて計画数を見直す。

○新たな加害群及び加害集団の捕獲

平成27年度に新たに確認された恩方群について実施し、計画数は最大で、81頭とする。

恩方群については、はこわなによる捕獲のほか、麻酔銃による捕獲を行う。

表10 個体数調整計画数

(単位：頭)

| 目的 | 地域 個体群 | 群れ・集団名 | 平成28年度 計画数 | 目標頭数 | 区分 |
|---------------------|-----------|----------|---------------|------|----|
| 分裂による 被害拡大防止 | 丹沢 | 日向群 | 15 | 40程度 | 継続 |
| | | 南秋川 | K1群 | 10 | |
| | K2群 | | 30 | 50程度 | |
| | K3群 | | 30 | 50程度 | |
| | K4群 | 20 | 50以下 | | |
| 生活被害・ 人身被害軽減 | 西湘 | H群 | 8 | — | |
| | | T1群 | 7 | — | |
| | 丹沢 | 経ヶ岳群 | 5 | 30程度 | |
| | | 鳶尾群 | 25 | 30程度 | |
| | | 煤ヶ谷群 | 10 | 30程度 | |
| | | 大山群 | 15 | 40程度 | |
| 計 | | | 175 | — | |
| 新たな 加害群・ 加害集団 | 丹沢 | ダムサイト分裂群 | 15 | — | 継続 |
| | | 川弟分裂群 | 63 | — | |
| | | 子易群 | 11 | — | |
| | | 片原群 | 24 | — | |
| | | 半原群 | 36 | — | |
| | | 高森集団 | 3 | — | |
| | 南秋川 | 恩方群 | 81 | — | 新規 |
| | 計 | | | 233 | — |
| 合計 | | | 408 | — | |

※目標頭数は、個体数調整により、平成28年度までに目指す群れの頭数である。

(3) 生息環境整備

人の生活圏とサルが生息域との棲み分けができるよう生息環境の整備を行うことを基本とし、集落環境調査を行い、農地、人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行う。

また、相模原市、厚木市、秦野市、南足柄市、箱根町等で、人馴れや地域への定着

を防止するため、広報紙、看板設置等により誘引物の除去や餌を与えないよう普及啓発を図る。

【主な取組】

- 集落環境調査：伊勢原市（大山、比々多地区）ほか
- 集落周辺での森林整備：厚木市（棚沢地区 18.0ha）、愛川町（八菅山、半原、田代地区）

(4) モニタリング

サルの生息状況、被害状況など管理に必要な事項について、モニタリングを実施する。その結果を管理事業の効果検証に活用し、計画及び事業の検討を行う。

ア 生息状況調査

県は、群れの状況、群れごとの個体数、行動域等を把握するため、西湘、丹沢、南秋川地域に生息する群れのうち、加害群及び加害集団 23 群 2 集団について、雌雄・成幼獣別個体数のカウント調査、発信器を用いた行動域調査を実施する。

なお、個体数調整の対象とする群れについては、実施に伴う個体数や行動域の変化等の把握に努めるとともに、このうち分裂による被害拡大防止のための個体数調整及び試験的にオトナメスの捕獲を行っている経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群の捕獲個体は、研究機関の協力を得て捕獲個体の分析を行う。

また、蓄積した捕獲個体の分析情報の活用、行動追跡の技術・手法等について、検討する。

表 11 発信器装着計画 (単位：基)

| 地域個体群名 | 装着数 |
|-------------------|-----|
| 西湘 | 1 |
| 丹沢 | 9 |
| 南秋川 | 3 |
| その他 未装着群・分派集団等 | 2 |
| 合計 | 15 |

※ 発信器の受信状態により装着対象群を変更する場合がある。

イ 被害及び対策状況の把握

市町村は、年間を通じて、農業協同組合等の協力を得て農作物被害、生活被害及び人身被害について、被害内容、被害量、被害額等を把握するとともに、効果的な被害防除対策に資するため被害地図を作成する。

また、従来の被害調査に加え、被害状況把握のため鳥獣被害防除対策専門員や追い払い員等による被害情報の収集など補完的な調査を試行する。

県及び市は連携して追い払い、防護柵、環境整備等の対策の状況の把握及び地図化に努め、サルの生息状況調査等と比較することで、対策の効果検証を図る。

(5) 群れ別・市町村別実施計画

ア 西湘地域個体群

| 群れ名 | 加害レベル | 市町村名 | 被害防除対策 | 個体数調整 | 生息環境整備 |
|-----|-------|------|--|---|---|
| S | 4～5 | 南足柄市 | [追い払い] ・職員は、サル発見の通報があり次第迅速に対応する ・追い払い用具の購入 [その他] ・沼田地区、岩原地区への回覧等による啓発 ・防災行政無線まち comi による情報提供 | [加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 | [誘引物除去] ・サル対策用パンフレットを配布若しくは回覧(沼田地区、岩原地区)し、住民意識の向上を図る ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 |
| | | 小田原市 | [追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの実施 [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供 | [加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合や、人家侵入を繰り返す場合等には、捕獲を実施 [その他] ・「群れ捕獲」など、住民への被害をなくす抜本的な方策についての検討を進める | [誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ |
| | | 箱根町 | [追い払い] ・サルパトロール隊を平日に配置し、追い払い等を行う ・必要に応じ、職員が出動して追い払い等を行う ・S群の広域的な追い払い方法に関して、県、周辺市町等と検討し、実行する ・住民に、追い払い器具(エアガン、パチンコ等)の貸出、配布を行う [その他] ・自治会回覧等でサル出没に関する注意喚起を行う | [加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、wana猟免許を保持した職員により加害個体の捕獲を実施 [個体数調整] ・群れの個体数及び被害状況等を考慮し、必要に応じて個体数調整の実施を検討 [その他] 「群れ捕獲」の実施について、県や周辺市町等と検討 | [誘引物除去] ・自治会回覧等で、サルへの餌やり禁止の啓発、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発等を行う |
| H | 3～4 | 小田原市 | [追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの実施 [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供 | [加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 [個体数調整] ・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施し、群れの加害レベルの低下に努める [その他] ・「群れ捕獲」など、住民への被害をなくす抜本的な方策について検討 | [誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ |
| | | 真鶴町 | [追い払い] ・引き続き、町民から民家や畑付近での目撃情報があれば追い払いを行う ・電波受信機を利用した組織的追い払い ・駆逐用煙火、エアガン等による追い払いを実施 ・石名坂付近においてはサルがいないか確認して通行 | [加害個体捕獲] ・今のところ予定はないが、サルによる被害が深刻化した場合は猟友会による捕獲も検討 | — |
| P 1 | 4～5 | 湯河原 | [追い払い] 電波受信機を利用した追い払い、花火等による追い払いを実 | [加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれ | [誘引物除去] ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓 |

| | | | | | |
|-----|-----|------|---|--|--|
| | | 町 | 施 ・猟友会等追い払い員 220 日巡回予定 ・職員による追い払いを実施 | がある場合には捕獲 [学習放獣] ・錯誤捕獲の際に学習放獣を行う | 発を実施 ・耕作放棄地の解消推進 |
| T 1 | 3~4 | 湯河原町 | [追い払い] ・電波受信機を利用した追い払い、花火等による追い払いを実施 ・猟友会等追い払い員 220 日巡回予定 ・職員による追い払いを実施 | [加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 [個体数調整] ・人身被害防止を目的とした、加害レベルを低減させるまでの個体数調整の実施 ・捕獲が困難な個体については、麻醉銃による捕獲を実施 | [誘引物除去] ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地解消の推進 |
| | | 真鶴町 | [追い払い] ・引き続き、連絡があれば追い払いを行う ・電波受信機を利用した組織的追い払い ・住宅地なので大きな音が出ないエアガン等による追い払いを実施 | — | — |

イ 丹沢地域個体群

| 群れ名 | 加害レベル | 市町村名 | 被害防除対策 | 個体数調整 | 生息環境整備 |
|-----------------|-------|------|--|--|---|
| ダム サイト | 3 | 相模原市 | [防除対策の指導] ・専門業者による農業者等への指導 [追い払い] ・追い払いの強化 委託による追い払い ・自主防衛組織による追い払い ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 [柵] ・防護柵等の補助金交付 | | [誘引物除去] ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・専門業者による農業者等への指導 |
| | | 愛川町 | [追い払い] ・サル移動監視員1人 122 日巡回 ・職員による追い払い ・パチンコ等を使用した、地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発 [被害調査] ・被害情報の収集について地域農協と連携し、調査用紙の配布 [柵] ・個人防除柵の設置推進のため、その効果検証を行い、広報及び地域座談会等での積極的なPR [その他] ・現状、個体数も少なく、大きな被害は出ていないものの、山の餌が乏しくなる冬場にかけて被害が大きくなる傾向があり、時期によっては積極的に追い払いを行うこととなるが、その際、相模原市と調整を行いながら、追い払う方向の検討を行い、協力しながら推進 ・住民に対して被害状況のメール配信等、情報提供の方法について検討 | [加害個体捕獲] ・加害個体が現れた場合には捕獲 | [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、地域座談会等で啓発 |
| ダム サイト 分裂 | 3~4 | 相模原市 | [防除対策の指導] ・専門業者による農業者等への指導 [追い払い] ・追い払いの強化 委託による追い払い | [個体数調整] ・新たな加害群の捕獲 ・はこわな捕獲の他麻醉銃捕獲も | [誘引物除去] ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・専門業者による |

| | | | | | |
|------|-----|------|---|---|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防衛組織による追い払い ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 ・農業者等への連絡 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の補助金交付 | <p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器捕獲等の新たな捕獲方法の試験的实施 | <p>農業者等への指導</p> |
| 川弟 | 2 | 愛川町 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1人 122日巡回 ・職員による追い払い ・パチンコ等を使用した、地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発 <p>[被害調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について地域農協と連携し、調査用紙の配布 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、その効果検証を行い、広報及び地域座談会等での積極的なPR <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、積極的に追い払いを行うこととなるが、その際、清川村と調整を行いながら、追い払う方向の検討を行い、協力しながら推進 ・地域住民に対する座談会等 ・住民に対して被害状況のメール配信等、情報提供の方法について検討 | <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体が現れた場合には捕獲 | <p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等 ・森林整備(半原地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、地域座談会等で啓発 |
| | | 清川村 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続(通年) ・定期巡回(通年) ・音波式追い払い器による追い払い(継続) <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 | | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請 |
| 川弟分裂 | 1~2 | 相模原市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防衛組織による追い払い ・猟友会による追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の補助金交付 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群の捕獲 ・出没状況により、はこわな捕獲及び麻醉銃での捕獲 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 |
| | | 愛川町 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1人 122日巡回 ・職員による追い払い ・パチンコ等を使用した、地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発 <p>[被害調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について地域農協と連携し、調査用紙の配布 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、その効果検証を行い、広報及び地域座談会等での積極的なPR <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、相模原市及び清川村と調整を行いながら、追い払う方向等の検討を行い、協力しながら推進 ・地域住民に対する座談会等の実施 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画に向け、状況を見ながら、新たな加害群捕獲 ・行動域が相模原市及び清川村に広がっていることから、捕獲について調整を行いながら実施 | <p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等 ・森林整備(半原地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、地域座談会等により啓発 |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|--|---|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して被害状況のメール配信等、情報提供の方法について検討 | | |
| | | 清川村 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) [柵] ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・新たな加害群として、はこわなでの全頭捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を継続して要請 |
| 経ヶ岳 | 3~4 | 厚木市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2人 359日巡回 地区追い払い隊 25人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 地域住民 11地区 [追い上げ] ・銃器による群れの追い上げ [柵] ・電気柵の保守点検 9,046m(荻野、小鮎地区) ・農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・生活及び人身被害防止 はこわな及び麻酔銃での捕獲 個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 |
| 鳶尾 | 3 | 厚木市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2人 360日巡回 地区追い払い隊 29人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 地域住民 13地区 [追い上げ] ・銃器による群れの追い上げ [柵] ・農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・生活及び人身被害防止 はこわな及び麻酔銃での捕獲 個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 [森林整備] ・林縁部の伐採等実施 棚沢地区 18.0ha |
| | | 愛川町 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・サル移動監視員 1人 243日巡回 ・職員による追い払い ・パチンコ等を使用した、地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発 [被害調査] ・被害情報の収集について地域農協と連携し、調査用紙の配布 [柵] ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、その効果検証を行い、広報及び地域座談会等での積極的なPR [その他] ・住民に対して被害状況のメール配信等、情報提供の方法について検討 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・生活被害・人身被害軽減のための捕獲の実施 ・厚木市と調整を行いながら実施 ・これらを効率的に行うため、県央地域県政総合センター環境調整課による、市町間の調整を行っていくことが望ましい | <ul style="list-style-type: none"> [生息環境整備] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備(八菅山地区) [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発 |
| 煤ヶ谷 | 3~4 | 厚木市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2人 359日巡回 地区追い払い隊 37人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 地域住民 7地区 [追い上げ] 銃器による群れの追い上げ [柵] ・電気柵の保守点検 16,244m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区) ・農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・生活及び人身被害防止 はこわな及び麻酔銃での捕獲 個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 |

| | | | | | |
|----|-----|------|---|--|--|
| | | 清川村 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 | | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請 |
| | | 伊勢原市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な追い払いの方法の検討と実施(成瀬地区) ・出没時随時(追い払い隊員との連携) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・携帯メールによるサル的位置情報提供 ・自衛組織の設置を検討 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を、厚木市と連携して実施 ・個体数調整対象個体の性年齢区分等の見直し <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生させるおそれのある場合には捕獲を検討 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・生息域内の企業施設内による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業被害地の調査(診断) |
| 日向 | 3~4 | 厚木市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 地区追い払い隊 28人 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検 16,244m(煤ヶ谷群との計、玉川地区) ・農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止 はこわな及び麻酔銃での捕獲 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 |
| | | 伊勢原市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、高部屋地区:日向、上粕屋) (大山) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) (高部屋) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した組織的追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の追加設置(大山地区・高部屋地区) ・携帯メールによるサル的位置情報提供 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の範囲が拡大し、依然として分裂の可能性も高いことから、群れ分裂による被害拡大防止のための個体数調整 <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生させるおそれのある場合には捕獲を検討 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、高部屋地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高部屋地区、大山地区 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める |
| 大山 | 3~4 | 秦野市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員 4名通年出動、329日/年(519人日)予定(秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会) ・職員 30回出動予定 ・組織的追い払い 30回予定(※子易群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害・生活被害の未然防止のための捕獲 ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲 ・ICT捕獲を検討 ・電殺機を用いた | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の |

| | | | | | |
|-----|-----|------|--|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 集し、被害軽減対策に反映させる ・伊勢原市と連携した効果的な追い払い ・新たな追い払い方法の導入を検討 [その他] ・市ホームページ等でサル的位置情報を提供 ・広報等を利用したサル対策を周知 ・食害を防止するためのネット等の自衛策を農家及び市民農園利用者に啓発 ・GISを活用 | 処分を検討 | <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動 ・野菜残渣の埋設を励行 ・放任果樹の適正管理を指導 [侵入防止策] ・侵入路となる場所にネット等の障害物を設置 ・センサーカメラにより侵入路の特定を急ぐ [集落環境調査] ・モニタリング調査とともに周辺の耕作放棄地・残渣の放置・放任果樹、侵入路、泊まり場等についての情報収集 |
| | | 伊勢原市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山、子易、比々多区:三ノ宮、坪ノ内、善波) 　(大山)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 　(比々多)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・秦野市と連携した組織的追い払い [柵] ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 [その他] ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・自衛組織の追加設置 ・携帯メールによるサル的位置情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・一定方向に向けた通年の組織的追い払いを実施しても農業被害が減らず、農地依存の状態が変わらず、生活被害・人身被害が起きているため、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を、秦野市と連携 [加害個体捕獲] ・人身被害を発生させるおそれのある場合には捕獲を検討 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] ・大山地区、比々多地区 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める |
| 丹沢湖 | 2～3 | 山北町 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・町広報等で被害届の提出を促進し、被害実態の把握 ・農地管理者による監視の強化 ・追い払いのためロケット花火を配付し、農地管理者と地域住民が一体になり追い払い ・新たな追い払い方法の研究 [柵] ・町単独事業私設柵設置に係る資材購入費の補助事業(電気柵も可)により柵設置の促進、また、設置技術の指導と助言を継続 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合、足柄上地区有害鳥獣被害対策協議会と連携し検討 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・緩衝地帯の管理 ・農地を餌場にならないため早期収穫及び取残し農作物の除去を徹底 ・人家に近づけさせないため周辺果樹の早期収穫及び取残し果樹の撤去を徹底 |
| 子易 | 2～3 | 秦野市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] ・追い払い員 4名通年出動 329 日/年(519 人日)予定(秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会) ・市職員 30 回出動予定 ・組織的追い払い 30 回予定(※大山群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収集し、被害軽減対策に反映させる ・伊勢原市と連携した効果的な追い払い ・新たな追い払い方法の導入を検討 [その他] ・市ホームページ等でサル位置情報を提供 ・広報等を利用したサル対策を周知 ・GISを活用 | <ul style="list-style-type: none"> [新たな加害群及び加害集団の捕獲] ・全頭捕獲の実施 ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲 ・銃器及び大型捕獲檻による捕獲 ・電殺機を用いた処分を検討 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] ・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設を励行 ・放任果樹の適正管理の指導 ・荒廃農地の解消、林地の除間伐を励行 [集落環境調査] ・モニタリング調査 |

| | | | | | |
|----|-----|------|---|---|---|
| | | | | | とともに周辺の耕作放棄地・残渣の放置・放任果樹、侵入路、泊まり場等についての情報収集 |
| | | 伊勢原市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山、子易、比々多地区:三ノ宮、坪ノ内、善波) 〈大山〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈比々多〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・秦野市と連携した組織的追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・自衛組織の追加設置(大山地区・比々多地区) ・携帯メールによるサル的位置情報提供 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認ができなくなるまで」又は「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を、秦野市と連携して実施 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める |
| 片原 | 2~3 | 厚木市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い <p>地域住民 1地区</p> <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検 1,852m(小鮎地区) ・農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団としてはこわな及び麻醉銃での全頭捕獲 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 |
| | | 清川村 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群として、銃器及びはこわなでの全頭捕獲 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請 |
| 半原 | 1 | 厚木市 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い 追い払い員 2人 360日巡回 地区追い払い隊 25人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い <p>地域住民 11地区</p> <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検 7,363m(荻野地区) ・農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団としてはこわな及び麻醉銃での全頭捕獲 | <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 |
| | | 愛川町 | <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1人 122日巡回 ・職員による追い払い ・パチンコ等を使用した、地域住民による自主的な追い払い ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発 <p>[被害調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について地域農協と連携し、調査用紙の配布 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・個人防除柵の設置推進のため、その効果検証を行い、広報及び地域座談会等での積極的なPR <p>[その他]</p> | <p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4次計画に向け、状況を見ながら、新たな加害群捕獲 ・生息域が厚木市にもまたがることから、調整を行いながら実施 | <p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等 ・森林整備(半原地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、地域座談会等により啓発 |

| | | | | | |
|----------|-----|------|--|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 大きな被害は出ていないものの、被害が大きくなった場合、厚木市と調整を行いながら、追い払う方向等の検討を行い、協力しながら推進していく 地域住民に対する座談会等の実施 住民に対して被害状況のメール配信等、情報提供の方法について検討 | | |
| 高森 集団 | 未判定 | 厚木市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い [柵] 農業者の個人柵設置に係る費用の一部補助 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 新たな加害集団としてはこわな及び麻醉銃での全頭捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 |
| | | 伊勢原市 | <ul style="list-style-type: none"> [追い払い] 効果的な追い払い方法の検討と実施(成瀬地区) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 猟友会による追い払い 厚木市と連携した追い払い [柵] 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 [その他] 追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) 携帯メールによるサル的位置情報提供 自衛組織の設置を検討 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認ができなくなるまで」又は「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を、厚木市と連携して実施 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 野菜、果樹等残渣の埋設励行 生息域内の企業施設内による餌付け等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] 農業被害地の調査(診断) |

ウ 南秋川地域個体群

| 群れ名 | 加害レベル | 市町村名 | 被害防除対策 | 個体数調整 | 生息環境整備 |
|-----|-------|------|---|--|--|
| K1 | 3 | 相模原市 | <ul style="list-style-type: none"> [防除対策の指導] 専門業者による農業者等への指導 [追い払い] 追い払いの強化 委託による追い払い 自主防衛組織による追い払い 猟友会による追い払い JA 津久井郡職員による追い払い JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 [柵] 防護柵等の補助金交付 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 個体数調整(分裂防止)による捕獲 はこわな捕獲の他 麻醉銃捕獲も実施 銃器による捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 専門業者による農業者等への指導 |
| K2 | 3 | | <ul style="list-style-type: none"> [防除対策の指導] 専門業者による農業者等への指導 [追い払い] 追い払いの強化 委託による追い払い 自主防衛組織による追い払い 猟友会による追い払い JA 津久井郡職員による追い払い JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 [柵] 防護柵等の補助金交付 | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 個体数調整(分裂防止)による捕獲 はこわな捕獲の他 麻醉銃捕獲及び囲いわなの実施 銃器捕獲等の新たな捕獲方法の試験的实施 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 専門業者による農業者等への指導 |
| K3 | 3 | | <ul style="list-style-type: none"> [防除対策の指導] 専門業者による農業者等への指導 [追い払い] 追い払いの強化 委託による追い払い 自主防衛組織による追い払い 猟友会による追い払い JA 津久井郡職員による追い払い | <ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 個体数調整(分裂防止)による捕獲 はこわな捕獲の他 麻醉銃捕獲も実施 銃器による捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 専門業者による農業者等への指導 |

| | | | | | |
|----|-----|--|--|--|---|
| | | | 払い ・JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 [柵] ・防護柵等の補助金交付 | | |
| K4 | 2～3 | | [防除対策の指導] ・専門業者による農業者等への指導 [追い払い] ・追い払いの強化 委託による追い払い ・自主防衛組織による追い払い ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 [柵] ・防護柵等の補助金交付 | [個体数調整] ・個体数調整(分裂防止等)による捕獲 ・はこわな捕獲の他 麻酔銃捕獲も実施 ・銃器捕獲等の新たな捕獲方法の試験的实施 | [誘引物除去] ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・専門業者による農業者等への指導 |

エ その他

| 対象 | 地域 | 被害防除対策 | 個体数調整 | 生息環境整備 |
|-----------------|--------------|---------------------------|---|--------|
| ハナレザル オスグループ | 計画対象 区域全域 | ・追い払いの実施 ・住民、農業者への注意喚起 | ・農林業被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払い等の被害防除を実施しても被害を防止できない場合は、加害個体捕獲 | — |

資 料

- 1 平成 27 年度 事業実施結果
 - (1) 群れ別実施状況
 - (2) 市町村別追い払い実施結果
 - (3) 年度別捕獲数
 - (4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

- 2 平成 27 年度 被害状況
 - (1) 農作物被害の市町村別内訳
 - (2) 自家用農地の被害面積
 - (3) 生活被害・人身被害の市町村別内訳

- 3 個体数調整について
 - (1) 対象個体の取扱一覧

 - (2) 平成 28 年度個体数調整対象個体
H群・T1群
経ヶ岳群・鳶尾群・煤ヶ谷群

1 平成 27 年度 事業実施結果

(1) 群れ別実施状況

| 地域 個体 群名 | 群 れ 名 | 加 害 レ ベ ル | 被害防除対策 | 個体数調整 | 生息環境整備 |
|----------------|-------------|-----------------------|---|--|--|
| 西 湘 | S | 4 ～ 5 | <p>《主な実績》 〔南足柄市〕 ・市、サル対策協議会による電波受信機を利用したエアガン等による追い払い 〔小田原市〕 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い(平成 27 年 12 月末現在、構成員 22 人、2,025 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(構成員 8 人、各日 2 名)体制 ・大窪地区の 7 自治会に電動ガンを貸し出し、住民自らも追い払いを行う体制を整えた ・電気柵 1,375m(早川地区) 〔箱根町〕 ・サル監視、追い払い業務をシルバー人材センターへ委託、1 日 2 人体制で平日の 7:30～16:30 実施 ・職員 6 回出動 ・住民への、追い払い器具(パチンコ、エアガン)の貸出、配布 ・自治会回覧で、サル出没に関する注意喚起</p> | <p>《主な実績》 〔小田原市〕 〔加害個体捕獲〕 ・はこわな 板橋・入生田地区 で実施(入生田は 捕獲実績なし) ・銃器 実績なし 板橋地区で実施 〔箱根町〕 〔加害個体への対応〕 ・町職員 1 名がわな猟 免許を取得</p> | <p>《主な実績》 〔南足柄市〕 ・相談のあった市民 に対して花火の貸出 し、使い方を指導 ・人家周辺の果樹等 の早期収穫等の啓発 活動(サル対策リーフ レットの回覧) 〔小田原市〕 ・協議会の研修会等 で、農地管理の徹底 や収穫物を残さない ようにすること等を周 知し、啓発 ・被害地域の中心で ある大窪地区で意見 交換会を開催し、住 民との連携・報告体 制を整えた ・広報誌に、餌になる ようなものを戸外に置 かないこと等の対策 を掲載し啓発 〔箱根町〕 ・学校施設敷地内等 の果樹等の早期収穫 及び除去について、 サルパトロール隊か ら指導 ・自治会回覧等で、 サルへの餌やり禁止 の啓発、人家周辺の 果樹の早期収穫等の 啓発</p> |
| | | | <p>《成果》 〔小田原市〕 ・農地及び市街地において、監視・追 い払い(実施の有無による効果測定は 困難) 〔箱根町〕 ・平成 21 年度から継続して行っている 監視、追い払いにより、住民からの生活 被害通報は減少傾向 《問題点》 〔南足柄市〕 ・追い払いの人手不足 ・追い払いでは私有地に入りにくく、エ アガンや花火も市街地での使用が制限 されるため、効果的な追い払いが行え ない 〔小田原市〕 ・市街地周辺に長期間滞在し、日暮れ から深夜、早朝にかけて屋根やペラン ダで騒ぐなどするため、対策が相当困 難 ・市街地では、煙火を使用すると苦情が くることがあり、追い払いが困難 ・追い上げについては、持続可能な対 策か、追い上げる具体的な方法がある か等について疑問 ・追い払いや追い上げ等の対策では限</p> | <p>《成果》 〔小田原市〕 ・加害個体捕獲、学習 放獣 《問題点》 〔南足柄市〕 ・S 群の個体数は比較 的安定しており、大幅 な増減は無い 〔小田原市〕 ・人をおそれず、威 嚇、人家侵入、屋内の 物品の略奪等を繰り返 し、日暮れから深 夜、早朝にかけて住宅 のペランダや屋根で 騒ぐなど加害レベルが 非常に高く小中学校 にも頻繁に出没 ・板橋地区で過去に 10 回以上も学習放獣 したものの、繰り返し 板橋地区に戻ってしま い、学習の効果が現 れない ・長期間市街地周辺 に滞在する群れである</p> | <p>《成果》 〔南足柄市〕 ・被害地区の自治会 にサルの対策リーフ レットの配付をするこ とにより、住民の意識 を高めることができた 〔小田原市〕 ・農業者への啓発が 図られた ・出没地域の住民と の連携が図られた 《問題点》 〔南足柄市〕 ・人手不足により、定 期的なサル出没地域 の巡回が難しい 〔小田原市〕 ・市街地周辺の農地 でも、農業者の高齡 化や後継者不足等 により、管理が十分に 出来ない農地や耕作 放棄地が増加 ・市街地の空き家に 夜間滞在することも 多々あるため、農業</p> |

| | | | | |
|----|-------------|---|--|--|
| | | <p>界があり、何十年も被害が継続しているため、大窪地区で開催した会でも、その場凌ぎの追い払いではなく、抜本的な対策を求められている</p> <p>[箱根町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルパトロール隊業務時間以外の対応 ・現在使用しているエアガンではサルが慣れてしまい、追い払いが困難 ・住宅地が活動エリアの中心になっており、民家の屋根が泊まり場になるなど慢性的な被害が発生 ・住民、観光客への威嚇及び物品の略奪の被害も依然として続いている | <p>ため、住民恐怖感は年々高まっており、大窪地区で開催した意見交換会でも、住民からは抜本的な対策を求められている</p> <p>[箱根町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの加害レベルが高いため、加害レベルの低下を図る必要がある | <p>的な環境整備のみでは対策が不可能</p> <p>[箱根町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯本山崎地区、前田地区の果樹園がサルの餌場となっているが耕作放棄地改善が難しい |
| H | 3 ～ 4 | <p>《主な実績》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会 追い払い隊による追い払い(平成 27 年 12 月末現在、構成員 22 人、2,025 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(構成員 8人、各日2名)体制 ・電気柵:1,375m(早川地区) <p>[真鶴町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波受信機を利用した組織的追い払い ・駆逐用煙火、エアガン等による追い払いを実施(職員 20 回、猟友会 40 回) ・毎朝スクールバス運転手によるチェック(サル頻出地域がスクールバスの通路であるため) ・サル出没時、役場公用車において児童の自宅前までの送迎 <p>《成果》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地及び市街地において、監視・追い払い(実施の有無による効果測定は困難) <p>《問題点》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が、電気柵等の費用のかかる対策に積極的ではない ・煙火の効果が薄れてきている ・一定方向への追い払いの実施が困難 ・追い上げについては、餌環境が悪い所へ移動するか、具体的持続可能な対策であるか等について疑問 ・片浦地区で開催した意見交換会では、このままでは、地域農業が崩壊してしまうとの懸念も出るほど、対策を行っても何十年も被害が継続しており、その場凌ぎの対策ではなく、抜本的な対策を求められている <p>[真鶴町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛び掛かってくる等威嚇行動 ・民家周辺及び通学路に対しての対策が重要 ・ミカン等果樹への被害が甚大であるため、被害の拡大を防ぐことが課題 ・追い払い方法(方向)が統一されていないため、場合によっては住宅地へ入り込んでしまう場合がある ・最終的な追い払い先を明確にし、町民に周知することが必要 | <p>[小田原市]</p> <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器 11/17～7/13 実績なし ・江之浦地区 ・個体数調整 ・生活被害・人身被害軽減 ・はこわな 4/1～6/30 7/13～3/31 早川・江之浦地区 | <p>《主な実績》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の研修会等で、農地管理の徹底や収穫物を残さないようにすること等を周知し、啓発 ・広報誌に、餌になるようなものを戸外に置かないよう掲載し啓発 <p>《成果》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への啓発が図られた <p>《問題点》</p> <p>[小田原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や後継者不足、被害が減らないことによる耕作意欲の低下等のため、管理が十分でない農地、耕作放棄地が増加 ・泊まり場潰しの実施には相当な労力がかかるが、泊まり場は相当数有り、海岸線の農地沿いにスライドするだけである |
| P1 | 4 ～ 5 | <p>《主な実績》</p> <p>[湯河原町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波受信機を利用した追い払い。 ・花火等による追い払い ・猟友会等追い払い員 161 日延べ 210(H27.12 月時点) ・職員 10 回出動 | <p>《主な実績》</p> | <p>《主な実績》</p> <p>[湯河原町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残さの埋設励行 |

| | | | | | |
|------------|-----------|---|--|---|--|
| | | <p>〔成果〕 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出沒数が減少 〔問題点〕 ・追い払いの高齢化 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・市街地を移動するため、効果的な対応が難しい</p> | <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・市街地へ出沒するため人身被害のおそれ大きい ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害 ・通報自体は減っているが、熱海との境に依然出沒しており、何時戻って来るか分からない</p> | <p>〔成果〕 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進 《問題点》 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている</p> | |
| | T1 | 3 ～ 4 | <p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・電波受信機を利用した追い払い。 ・花火等による追い払いを実施 ・猟友会等追い払い員 161日延べ210(H27.12月時点) ・職員64回出動 〔真鶴町〕 ・電波受信機を利用した組織的追い払い ・住宅地なので大きな音が出ないエアガン等による追い払いの実施(役場3回)</p> | <p>《主な実績》 〔湯河原町〕 〔個体数調整〕 ・生活被害・人身被害軽減</p> | <p>《主な実績》 〔湯河原町〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行</p> |
| | | | <p>〔成果〕 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出沒数が減少 《問題点》 〔湯河原町〕 ・追い払いの高齢化 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・市街地を移動する時もあり、効果的な対応が難しい場合がある 〔真鶴町〕 ・出沒地域に寺院、保育園、民家がある場合なので、出沒した場合は生活上の脅威となる</p> | <p>《問題点》 〔湯河原町〕 ・依然として市街地への出沒が確認されており、人身被害のおそれ大きい ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害 ・はこわなでのコドモ以外の個体の捕獲がむずかしい</p> | <p>〔成果〕 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進 《問題点》 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている</p> |
| 丹沢域 個体群 | ダム サイト | 3 | <p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払い 委託日数 293日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織による追い払い (1組織の増加) ・猟友会による追い払い ・JA津久井郡職員による追い払い ・JA津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額 〔愛川町〕 ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出沒した場合は追い払い ・サル移動監視員 1人 121日巡回 ・職員3回出動 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、電動エアガン購入費補助金の普及啓発や追い払い研修会及び煙火、パチンコ等の配布 ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会による被害調査を実施し、町広報等による被害報告の呼びかけ ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、広域獣害防止電気</p> | <p>《主な実績》 〔愛川町〕 ・加害個体が現れた場合には捕獲</p> | <p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 〔愛川町〕 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発</p> |

| | | | | |
|-----------------|-------------|---|---|---|
| | | <p>柵の点検・管理等について研修</p> <p>《成果》 〔相模原市〕 ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 ・自主防衛組織の増加(1組織の増加)</p> <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・行動域が愛川町におよぶため、関係市町村での連携が必要 〔愛川町〕 ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・神奈川県立あいかわ公園内にも出没しているため、人慣れが進むことが心配 ・山の餌が乏しくなる、冬場に被害が大きくなる傾向</p> | — | <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め) 〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要</p> |
| ダム サイト 分裂 | 3 ～ 4 | <p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払い 委託日数 293日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織設立と追い払い(1組織の増加) ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額</p> <p>《成果》 〔相模原市〕 ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 ・自主防衛組織の増加(1組織の増加)</p> <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・花火による追い払いの効果の低減</p> | <p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・新たな加害群の捕獲 目標頭数 20頭</p> | <p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発</p> |
| | | <p>〔問題点〕 〔相模原市〕 ・行動域が広いため効率的な捕獲が困難</p> <p>〔問題点〕 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め)</p> | | |
| 川 弟 | 2 | <p>《主な実績》 〔愛川町〕 ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払い ・サル移動監視員 1人 121日巡回 ・職員2回出動 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、電動エアガン購入費補助金の普及啓発や追い払い研修会及び煙火、パチンコ等の配布 ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会による被害調査を実施し、町広報等による被害報告の呼びかけ ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、広域獣害防止電気柵の点検・管理等について研修 〔清川村〕 ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) 出動:7回 巡視:84回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:3件 ・音波式追い払い器による追い払い</p> <p>《成果》 〔清川村〕 ・出動記録により、出没予察による巡回</p> | <p>《主な実績》 〔愛川町〕 〔加害個体捕獲〕 ・加害個体が現れた場合には捕獲の実施</p> | <p>《主な実績》 〔愛川町〕 ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 半原地区 1,111m ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発 〔清川村〕 ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請</p> |
| | | <p>《問題点》 〔愛川町〕 ・明確に区別はできな</p> | <p>《問題点》 〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の</p> | |

| | | | | |
|------|-------------|---|---|---|
| | | <p>や出動が可能 《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況 〔清川村〕 ・出没通報と追い払いに時間差が生じる ・住民等からの通報が減っている ・音波式追い払い器の効果検証ができていない | <p>いが、川弟分裂群より被害が多いことから、4次計画に向け、両群を比較し、適切な個体数調整ができるよう検討する必要 〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害レベルが3未満のため、個体数調整が実施できない | <p>果実、野菜が誘引要因になっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である。 ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要 〔清川村〕 ・被害状況の把握が不完全 ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化 |
| 川弟分裂 | 1 ～ 2 | <p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防衛組織設立と追い払い(1組織の増加) ・猟友会による追い払い ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額 〔愛川町〕 ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払い ・サル移動監視員 1人 121日巡回 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、電動エアガン購入費補助金の普及啓発や追い払い研修会及び煙火、パチンコ等の配布 〔被害調査〕 ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会による被害調査を実施し、町広報等による被害報告の呼びかけ ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、広域獣害防止電気柵の点検・管理等について研修 〔清川村〕 ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) <p>出動:6回 巡視:37回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:0件</p> | — | <p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等 半原地区 1,111m 〔誘引物除去〕 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発 〔清川村〕 ・観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を要請 |
| | | <p>《成果》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防衛組織の増加(1組織の増加) <p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が愛川町と清川村にまたがるため、関係市町村での連携が必要 〔愛川町〕 ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況 〔清川村〕 ・観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが実施できない | <p>《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川弟分裂群及び半原群については、行動域が広く、わな設置場所が課題 ・明確に区別はできないが、川弟群より被害が少ないことから、4次計画に向け、両群を比較し、適切な個体数調整ができるよう検討する必要 〔清川村〕 ・観光地周辺のため、はこわなの設置箇所が制限されている | <p>《問題点》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め) 〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要 ・耕作放棄地が山林 |

| | | | | |
|-----|---|---|--|--|
| | | | | 化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要 〔清川村〕 ・被害状況の把握が不完全 ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化 |
| 経ヶ岳 | 3 | 《主な実績》 〔厚木市〕 ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い 追い払い員 2人 359 日巡回 地区追い払い隊 25 人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 職員 29 回出動 地域住民 11 地区 ・電気柵の保守点検 9,046m(荻野、小鮎地区) ・本市ホームページでサルの位置情報を提供 | 《主な実績》 〔厚木市〕 ・分裂による被害拡大防止 | 《主な実績》 〔厚木市〕 ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協広報誌等により啓発 ・林縁部の伐採等実施 飯山地区 6.57ha |
| | 4 | 《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・音を使用した追い払い活動が制限される地域が増えている | 《問題点》 〔厚木市〕 ・行動域が住宅地付近まで拡大しており、人身被害が発生するおそれ ・数日間分裂行動をとることが見られる | 《問題点》 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている |
| 鳶尾 | 3 | 《主な実績》 〔厚木市〕 ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2人 359 日巡回 地区追い払い隊 29 人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 職員 12 回出動 地域住民 13 地区 〔その他〕 ・本市ホームページでサルの位置情報を提供 〔愛川町〕 〔追い払い〕 ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払い ・サル移動監視員 1 人 243 日巡回 ・職員 2 回出動 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、電動エアガン購入費補助金の普及啓発や追い払い研修会及び煙火、パチンコ等の配布 ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会による被害調査を実施し、町広報等による被害報告の呼びかけ ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、広域獣害防止電気柵の点検・管理等について研修 | 《主な実績》 〔厚木市〕 ・生活及び人身被害防止 〔愛川町〕 ・生活被害・人身被害軽減のための捕獲 ・オトナメスの捕獲 | 《主な実績》 〔厚木市〕 ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 〔愛川町〕 ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等 角田地区 1,704m 中津地区 500m 八菅山地区 830m 棚澤地区 498m ・森林整備の実施(八菅山地区) ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発 |
| | | 《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・音を使用した追い払い活動が制限さ | 《問題点》 〔厚木市〕 ・行動域が住宅地付近まで拡大しており、人身被害が発生するおそれ | 《問題点》 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている ・墓地の供え物なども |

| | | | | |
|-----|-------------|--|---|---|
| | | <p>れる地域が増えている</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一体となった追い払いを実施すべきだが、昼間は集落の人口が激減するため人員の確保が困難 ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・サルに限ったことではないものの、鳶尾群に対する地域住民の対策疲れやあきらめが増加 | <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲罠を複数箇所を設置しないと捕獲効率が上がらない ・罠設置箇所の選定が困難 ・威嚇行為が見られる ・捕獲罠に対して慣れが進んでおり、捕獲が困難になっている | <p>誘引要因になっている</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要 ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要 |
| 片原 | 2 ～ 3 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 職員 3回出動 地域住民 1地区 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検。1,852m(小鮎地区) <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) 出動:7回 巡視:61回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:3件 <p>《成果》</p> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動記録により、出没予察による巡回や出動が可能 <p>[問題点]</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・数頭での出没が多く、迅速な追い払いが難しい <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没通報と追い払いに時間差が生じる ・住民等からの通報が減っている | <p>《主な実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団の捕獲 <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接群との接触があり、注視が必要 <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわなによる事故発生の可能性(子供が多く住んでおり、遊び場に近い) ・行動域が行政界をまたいでいるため、銃器捕獲の実施日に管内にいないことが多い | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 ・林縁部の伐採等 飯山地区 10.84ha <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請 <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握が不完全 ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化 |
| 煤ヶ谷 | 3 ～ 4 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2人 359日巡回 地区追い払い隊 37人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 職員 19回出動 地域住民 7地区 ・電気柵の保守点検。16,244m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区) ・鳥獣駆逐装置設置 6箇所 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページでサルの位置情報を提供 <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) 出動:0回 巡視:43回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:3件 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・効果的な追い払い (成瀬地区)出没時随時(追い払い隊 | <p>《主な実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 |

| | | | | |
|----|-------------|--|--|--|
| | | <p>員との連携により実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) <p>《成果》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった 追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能 <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払ってもすぐ戻ってくる 出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい 音を使用した追い払い活動が制限される地域が増えている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等からの通報が減っている <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) 火薬類使用による山火事発生のおそれ 追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 | <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生するおそれ 数日間分派行動をとることが見られる <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 頭数減したが、いまだに生活被害や農作物被害あり 依然として農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ、納屋への侵入がある | <p>《成果》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている 墓地の供え物なども誘引要因になっている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握が不完全 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生息域の拡大が心配 果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサル等の誘引に繋がっている) 生息域内の企業施設内による餌付け 農家の高齢化による収穫労力の限界 |
| 日向 | 3 ~ 4 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い 職員 2回出動 地区追い払い隊 28人 電気柵の保守点検 16,244m(煤ヶ谷群との計、小鮎、玉川、森の里地区) 開口部対策 鳥獣駆逐装置設置 6箇所 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) 効果的な追い払い 〈大山地区〉 組織的追い払い(10月) 出没時随時(追い払い隊員との連携及び自衛組織により実施) 〈高部屋地区〉 組織的追い払い(7月・8月・9月) 出没時随時(追い払い隊員との連携及び自衛組織により実施) 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区:835m※子易群・大山群との計、日向地区:1995m) <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) <p>《成果》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった 追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった 侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した | <p>《主な実績》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 分裂による被害拡大防止のための個体数調整 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 野菜、果樹等残渣の埋設励行 ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 大山地区で過去に実施した集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組んだ(ヤブ刈り払い) 高部屋地区で集落環境調査(診断) |
| | | <p>《問題点》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 数日間分派行動をとることが見られる <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 分派か不明群の存在が見られる 頭数増による生活被害や農作物被害の増加 <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動域が南下傾向に | <p>《成果》</p> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた 集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組んだ <p>《問題点》</p> <p>[厚木市]</p> | |

| | | | | |
|----|-------------|---|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設立(大山地区1団体、高部屋地区1団体) 《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい 〔伊勢原市〕 ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生のおそれ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 | <p>あり、県道 611 号線より南に移動することが増えた(行動域の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた。 ・10 頭前後が群れから離れて、別行動している ・処分したのはコドモが中心なので、捕獲を進めても被害が大きく減少することがない ・捕獲してもオトナメスが処分できないため、春になって出産を迎えれば、群れの頭数が回復してしまうおそれ | <p>林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている</p> <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサル誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等の餌付けが心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界 |
| 大山 | 3 ～ 4 | <p>《主な実績》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員4名通年出動計 330 日/年(518 人日) (秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会) ・市職員2名 30 回出動 ・組織的追い払い 30 回出動 (※子易群との合計) ・市ホームページによるモニタリング情報の提供 〔伊勢原市〕 ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・効果的な追い払い <p>《大山地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的追い払い(10月) 出没時随時(追い払い隊員との連携及び自衛組織により実施) <p>《比々多地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的追い払い(8月・10月・1月) 出没時随時(追い払い隊員との連携及び自衛組織により実施) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区:835m※日向群、子易群との計、比々多地区善波:870m※子易群との計) 〔その他〕 ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) | <p>《主な実績》</p> <p>〔秦野市〕</p> <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害・生活被害の未然防止のための個体数調整 | <p>《主な実績》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 ・ハイキングコースでの餌やり禁止看板設置 〔伊勢原市〕 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 〔集落環境調査〕 ・坪ノ内地区で実施 坪ノ内地区(熊窪)で集落環境調査(診断) ・大山地区で過去に実施した集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組んだ(ヤブ刈り払い) |
| | | <p>《成果》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー受信機を活用した追い払いにより、行動範囲を正確に把握 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払い <p>《問題点》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の兼業化が進むと共に市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない ・秦野への侵入経路が変わり、以前のような待ち伏せによる追い払いがしにくくなった。新しい経路の場合、すぐに秦野に侵入できてしまうため新たな追い払い手法が必要 ・林地と農地が隣接、又は混在しているため、局所的な追い払いによる定着防止効果が発揮されにくく、防護柵等による被害軽減策を進める必要 | <p>《成果》</p> <p>《問題点》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いによる国道横断による事故の発生が危惧されるとともに、奥山への追い上げが困難である。その間の群れの拡大を防ぐため、継続的な個体数調整を行う必要 ・コドモ、ワカモノの捕獲がほとんどである ・処分に係る負担が大きい ・他市の事例からもオトナのはこわなでの捕獲に難航していることから、大型捕獲檻による捕獲を検討 | <p>《成果》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルに注意するハイカーが増えた 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し、課題の抽出 <p>《問題点》</p> <p>〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へのサル対策の周知が進んでいない ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない |

| | | | | | |
|-----|-------------|---|---|--|---|
| | | <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生のおそれ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 | <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数増による生活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、国道246号線より南に移動することがある(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加 ・処分したのはコドモが中心なので、捕獲を進めても被害が大きく減少することがない ・捕獲をしてもオトナメスが処分できないため、春になって出産を迎えれば、群れの頭数が増加してしまうおそれがある | <ul style="list-style-type: none"> ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい ・追い上げ最終生息地が必要 ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない ・侵入経路は開口部であり障害物が何もないため侵入は容易 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサル誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等の餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界 | |
| 丹沢湖 | 3 | <p>《主な実績》</p> <p>[山北町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私設柵設置より被害防除を行なっている ・ロケット花火を配布し農地管理者や学校職員が追い払いを行なっている <p>《成果》</p> <p>[山北町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町単独事業私設柵設置に係る資材購入費の補助事業(電気柵も可)により設置の促進 <p>《問題点》</p> <p>[山北町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルが頻繁に出没するため、住民の防除意識が希薄となり、被害届等による実態が得られない ・追い払い従事者の高齢化による人手が不足している ・ロケット花火の追い払い効果が落ちてきている | — | — | <p>《問題点》</p> <p>[山北町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘引物撤去等の農地管理が不十分 ・餌付けを行う観光客がいる |
| 子易 | 2 ～ 3 | <p>《主な実績》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員 4名 通年出動計 330 日/年(518 人日) <p>(秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員 2名 30 回出動 ・組織的追い払い 30 回出動 <p>(※大山群との合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページによるモニタリング情報の提供 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員 2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・効果的な追い払い <p>《大山地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い(10月) ・出没時随時(追い払い隊員との連携及び自衛組織により実施) <p>《比々多地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い(8月・10月・1月) ・出没時随時(追い払い隊員との連携及び自衛組織により実施) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区:835m※日向群・大山群との計、比々多地区善波:870m※大山群との計) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) <p>《成果》</p> | <p>《主な実績》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認ができなくなるまで」又は「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲 | <p>《主な実績》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底 ・坪ノ内地区で実施 ・坪ノ内地区(熊窪)で集落環境調査(診断) ・大山地区で過去に実施した集落環境調査(診断)で挙げた課題の解決に取り組んだ(ヤブ刈り払い) <p>《成果》</p> | |

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| | | <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー受信機を活用した追い払いにより、行動範囲を正確に把握することができた ・秦野への侵入回数が減少した ・農地への出没が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能 ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少 ・自衛組織の設立(大山地区1団体、比々多地区1団体) <p>《問題点》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的な追い払いに限界があり、定着防止に至っていない ・春・夏の農地に依存している ・地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要 ・効果的な対策を講じるため、接近警報システム等を検討する必要 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生のおそれ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 | <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に滞在している間の捕獲可能な時期が7月・11月・3月とわずかの期間であるため、その時期に集中して捕獲をしなければならない ・捕獲により警戒心が強くなり、秦野市側への出没が少なくなったことから捕獲がはかどらない ・コドモ・ワカモノの捕獲がほとんど ・処分に係る負担が大きい ・他市の事例からもオトナのはこわなでの捕獲に難航していることから、銃器及び大型捕獲檻による捕獲を検討 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として生活被害や農作物被害が増加 ・行動域が北上傾向にあり、新たに上粕屋地区及び日向地区での出没が確認された(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、学校等施設の屋根やベランダ、納屋への侵入 ・全頭捕獲に向けて、効果的な捕獲方法の検討、実施が必要 | <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の農林地において整備が進むなど、啓発指導の効果が現れている <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)の結果に基づいた対策が進んだ <p>《問題点》</p> <p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対的に荒廃農地の解消、林地の整備が進まず、サル集団の移動、隠れ易い環境にある ・放任果樹園の適正管理が進んでいない ・生息地となる山林の整備が進んでおらず追い上げに至っていない ・日向群がテリトリーに侵入を繰り返すため行動域が変化している。今後、どのように変化するのか注意が必要 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界 |
| 半原 | 1 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い。 ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 25人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 6回出動 ・地域住民 11地区 ・電気柵の保守点検 7,363m(荻野地区) <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員 1人 121日巡回 ・職員 1回出動 ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、電動エアガン購入費補助金の普及啓発や追い払い研修会及び煙火、パチンコ等の配布を実施 ・被害情報の収集について、愛川町有害鳥獣対策協議会による被害調査を実施し、町広報等による被害報告の呼びかけを実施 ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団の捕獲 | <p>《主な実績》</p> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等 半原地区 1,111m [誘引物除去] ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発 |

| | | | | | |
|----------|-----|--|---|--|--|
| | | <p>補修及び柵周辺の除草等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛川町有害鳥獣対策協議会にて、地域説明会を実施し、広域獣害防止電気柵の点検・管理等について研修を実施 | | | |
| | | <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・数頭での出没が多く、迅速な追い払いが難しい <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだ被害報告が少なく被害実態の把握が困難 ・個人防除柵の設置者が少ない ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況 ・被害も大きくないことから、より多くの情報収集を行うことが必要 | <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接群との接触があり、注視が必要 <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川弟分裂群及び半原群については、行動域が広く、わな設置場所が課題 ・被害も大きくないことから、より多くの情報収集を行うことが必要 | <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備 ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要 | |
| 高森集団 | 未判定 | <p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 職員 46 回出動 地域住民 1 地区 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員 2 人 週 3 日(火、水、木) 7・8 月は週 4 日(火、水・木・金) ・効果的な追い払い (成瀬地区) 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方 1 回ずつ) | <p>《主な実績》 新たな加害集団の捕獲</p> | <p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 | |
| | | <p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能 <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生のおそれ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 | <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生するおそれ <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数は減少したが、いまだに生活被害や農作物被害あり ・依然として農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ、納屋への侵入 ・頭数が少なく、電波発信機がついていないため、行動息の把握や捕獲が困難である | <p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている。 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・生息域内の企業施設内による餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界 | |
| 南秋川地域個体群 | K1 | 3 | <p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払い 委託日数 293 日 委託期間 4 月～翌年 3 月 ・自主防衛組織設立と追い払い(1 組織の増加) ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 | <p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止) ・専門業者による試験的な銃器による捕獲(5 日間) | <p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 |

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| | | <p>農業者等への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額 <p>《成果》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 ・自主防衛組織の増加(1組織の増加) | <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が広いため効率的な捕獲が困難 ・山梨県上野原市が実施しているオトナメス捕獲による群分裂の懸念 | <p>《成果》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い実施により当地区での出没が少なくなり、被害が軽減 <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め) |
| K2 | 3 | <p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払い 委託日数 295日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織設立と追い払い(3組織の増加) ・猟友会による追い払い ・職員による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額 ・千木良地区での地域ぐるみの対策 | <p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止) ・囲いわなの設置 | <p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 |
| | | <p>《成果》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 ・自主防衛組織の増加(3組織の増加) ・千木良地区での鳥獣等被害対策協議会の設立 <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域の拡大(相模川以南への出没の増加) ・花火による追い払いの効果の低減 ・追い払い花火への騒音苦情等 | <p>《成果》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整による個体数の減少 <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が広いため効率的な捕獲が困難 | <p>《成果》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千木良地区での自主的な環境整備活動 <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・被害報告の減少(諦め) |
| K3 | 3 | <p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払い 委託日数 293日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織設立と追い払い(2組織の増加) ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額 | <p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止) ・専門業者による試験的な銃器による捕獲(5日間) | <p>《主な実績》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 |
| | | <p>《成果》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 | <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が広いため効率的な捕獲が困難 | <p>《問題点》</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不 |

| | | | | |
|----|---|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防衛組織の増加(2組織の増加) 《問題点》 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等による自衛組織の設置困難な地域がある | <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県上野原市が実施しているオトナメス捕獲による群分裂の懸念 | 十分 <ul style="list-style-type: none"> ・被害報告の減少(諦め) |
| K4 | 2 | 《主な実績》 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市シルバー人材センターに業務委託し監視、必要の都度追い払い委託日数 293日 委託期間 4月～翌年3月 ・自主防衛組織設立と追い払い(1組織の増加) ・猟友会による追い払い ・JA 津久井郡職員による追い払い ・JA 津久井郡への情報提供 農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・ニホンザル対策用防護柵の限度額増額 | 《主な実績》 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止) | 《主な実績》 [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 |
| | 3 | | | |

(2) 市町村別追い払い実施結果

(単位：日回)

| 地域 個体 群名 | 市町村名 | 群れ・ 集団名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------------|------------|---|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 西湘 | 南足柄市 | S | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 12 |
| | 小田原市 ※2 | S、H | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 |
| | | | (2149.5h) | (2133.5h) | (2826h) | (2685h) | (2363h) | (2121h) | (1537h) | (3127h) | (2350h) |
| | 箱根町 | S | 100 | 47 | 561 | 510 | 923 | 767 | 189 | 245 | 251 |
| | 真鶴町 | T1、H | 88 | 119 | 88 | 114 | 29 | 84 | 70 | 76 | 78 |
| | 湯河原町 | T1、P1 | 79 | 193 | 216 | 366 | 263 | 275 | 222 | 231 | 298 |
| | 計 | | 632 (2149.5h) | 744 (2133.5h) | 1,230 (2826h) | 1,355 (2685h) | 1,580 (2363h) | 1,491 (2121h) | 851 (1537h) | 923 (3127h) | 1,005 (2350h) |
| 丹沢 | 相模原市 | ダムサイト、ダムサイト 分裂 | 198 | 309 | 413 | 674 | 591 | 660 | 391 | 747 | 741 |
| | 厚木市 | 鷲尾、経ヶ岳、 煤ヶ谷、日向、 半原、七沢、片 原、高森集団 | 305 | 311 | 964 | 1,605 | 918 | 608 | 1,632 | 1,598 | 1,472 |
| | 愛川町 | ダムサイト、川 弟、川弟分裂、 鷲尾、半原 | 157 | 210 | 282 | 247 | 189 | 323 | 249 | 245 | 252 |
| | 清川村 | 煤ヶ谷、片原、 川弟、川弟分裂 | 63 | 54 | 91 | 89 | 73 | 51 | 118 | 213 | 317 |
| | 松田町 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 山北町 | 丹沢湖 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 秦野市 | 大山、子易 | 40 | 134 | 160 | 154 | 350 | 464 | 468 | 702 | 720 |
| | 伊勢原市 | 大山、日向、子 易、煤ヶ谷、高 森集団 | 204 | 210 | 210 | 348 | 199 | 184 | 419 | 450 | 515 |
| | | 計 | | 967 | 1,228 | 2,120 | 3,117 | 2,320 | 2,290 | 3,277 | 3,955 |
| 南 秋川 | 旧相模湖町 | K1、K2、K 3、K4 | 144 | 187 | 362 | 300 | 465 | 1,116 | 504 | 998 | 1,265 |
| | 旧藤野町 | | 180 | 237 | 283 | 326 | 523 | | | | |
| | | 計 | | 324 | 424 | 645 | 626 | 988 | 1,116 | 504 | 998 |
| 合 計 | | | 1,923 (2149.5h) | 2,396 (2133.5h) | 3,995 (2826h) | 5,098 (2685h) | 4,888 (2685h) | 4,897 (2121h) | 4,632 (1537h) | 5,876 (3127h) | 6,287 (2350h) |

※1 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計。

※2 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧サル対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載。

(3) 年度別捕獲数

| 目的 | 地域 個体 群名 | 群れ名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
|----------------|----------------|-------------|----------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|------------|--------------|-------------|---|
| 加害 個体 捕獲 | 西湘 | S | (1) | (1) | — | 0 | (2) | — | 1(3) | 3(11) | 2(4) | |
| | | H | — | 3 | 0(3) | — | 1 | — | — | — | — | |
| | | P 1 | 2(1) | 1 | 0(1) | 0 | 0 | 0 | — | — | — | |
| | | T 1 | — | — | 2(3) | 0 | 0 | 0 | — | — | — | |
| | | ハナレザル | 4 | 1 | 1(1) | — | — | 1(2) | — | — | — | |
| | 丹沢 | ダムサイト | — | — | 5(3) | — | — | — | — | — | — | |
| | | 川弟 | — | — | — | 1 | — | — | — | — | — | |
| | | 日向 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1 | |
| | | 片原 | — | — | — | — | — | 2(1) | — | — | — | |
| | | 子易 | — | — | 3(3) | — | — | — | — | — | — | |
| | | 高森集団 | — | — | 1(4) | 2(1) | 3 | — | — | — | — | |
| | 南 秋川 | ハナレザル | — | 1 | 0 | — | — | 1 | — | — | 1 | 2 |
| | | K 2 | — | — | 0(4) | — | — | — | — | — | — | — |
| | | K 3 | — | — | 0 | 1(1) | 2(3) | — | — | — | — | — |
| | | K 4 | — | — | 0 | 1 | 1 | — | — | — | — | — |
| | 不明 | — | 1 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 計 | | 6(2) | 7(1) | 14(22) | 5(2) | 7(5) | 4(3) | 1(3) | 4(11) | 5(4) | | |
| 個体 数調 整 | 西湘 | H | — | — | — | — | — | — | 0/19 | 4/16 | 2(2)/7 | |
| | | P 1 | — | — | — | 0/4 | 0/4 | 0/7 | — | — | — | |
| | | T 1 | — | — | — | 0/4 | (1)/8 | 2(2)/14 | 0(2)/15 | 1(1)/20 | 2(3)/5 | |
| | 丹沢 | ダムサイト | — | — | — | 6(1)/10 | — | — | — | — | — | — |
| | | ダムサイト 分裂 | — | — | — | — | 0/7 | 3(1)/35 | 3/25 | 6/19 | 1/20 | |
| | | 川弟分裂 | — | — | — | — | 3(2)/10 | 2(6)/51 | 0/59 | 0/59 | 0/64 | |
| | | 経ヶ岳 | 3(1)/10 | 8(4)/10 | 10(1)/10 | 9(2)/15 | 10/20 | 25(2)/25 | 10(47)/17 | 10(16)/10 | 22(1)/30 | |
| | | 鳶尾 | 12(2)/30 | 40(9)/40 | 30(11)/30 | 24(4)/40 | 26(12)/30 | 50(21)/50 | 21(20)/49 | 49(33)/60 | 20/55 | |
| | | 煤ヶ谷 | — | — | — | 5(2)/10 | 9(4)/10 | 10(5)/10 | 9(7)/22 | 8(24)/10 | 12/23 | |
| | | 日向 | — | — | — | — | — | — | — | 20(20)/20 | 13(10)/13 | |
| | | 大山 | — | — | — | — | — | — | — | 10(10)/10 | 11(7)/12 | |
| | | 子易 | — | — | — | — | — | 4/20 | 10/23 | 8(2)/16 | 0/13 | |
| | | 片原 | — | — | — | — | — | — | 4/25 | 8/31 | 3/26 | |
| | | 半原 | — | — | — | — | — | — | 0/20 | 0/23 | 0/22 | |
| | | 高森集団 | — | — | — | — | — | 0/3 | 0/5 | 1/3 | 0/3 | |
| | 南 秋川 | K 1 | — | 4(2)/20 | 0(2)/20 | 5/30 | 0/20 | 2/10 | 1/30 | 2/10 | 1/10 | |
| | | K 2 | — | — | — | 3(2)/10 | 1/20 | 3(1)/10 | 7/20 | 20(5)/20 | 6/30 | |
| | | K 3 | — | — | — | — | — | 6(1)/10 | 8/20 | 12(7)/20 | 9(2)/25 | |
| | | K 4 | — | — | — | — | — | 3(5)/10 | 0/10 | 10(10)/10 | 1(1)/20 | |
| | 計 | | 15(3)/40 | 52(15)/70 | 40(14)/60 | 52(11)/123 | 49(19)/129 | 110(44)/255 | 73(76)/359 | 169(128)/357 | 103(26)/378 | |

※個体数調整：捕獲数/計画数。

※カッコ内は放獣数を外数で表す。

※不明：H20 南足柄市オトナメス 1 頭。

H21 南足柄市コドモオス 1 頭、旧城山町コドモオス 1 頭。

(4) 個体数調整による捕獲個体数等の内訳

【経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群】

- ・継続した個体数調整による性年齢構成の偏りに配慮するため、平成 25 年度、平成 26 年度は、対象となる性年齢を特定して捕獲した。
- ・その結果、実施前に比べ、偏りが是正されたことから、平成 27 年度はワカモノメス、オトナメスを除き、他の区分は対象を特定せずに捕獲した。

個体数調整対象個体の性年齢区分

- ・オトナメスは 10 歳以下で、発信器(現在稼動していない発信器を除く)を装着していない個体とし、アカンボウが同時に捕獲された場合も処分対象とした。
- ・鳶尾群については、分裂しても地理的に他地域への行動域拡大の可能性が少なく、群れサイズを縮小するため、群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの選択的捕獲を試験的に行った。

(単位：頭)

| 性年齢区分 | 経ヶ岳群 | | 鳶尾群 | | 煤ヶ谷群 | |
|--------|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 計画数 | 捕獲数 | 計画数 | 捕獲数 | 計画数 | 捕獲数 |
| アカンボウ | 27 | 3 | 40 | 5 | 19 | 4 |
| コドモメス | | 8 | | 4 | | 2 |
| コドモオス | | 8 | | 7 | | 4 |
| ワカモノオス | | 3 | | 1 | | 1 |
| オトナオス | | | | 1 | | |
| ワカモノメス | 3 | | 15 | | 4 | 1 |
| オトナメス | | (1) | | 2 | | |
| 合計 | 30 | 22(1) | 55 | 20 | 23 | 12 |

※ 捕獲数は、カッコ内に放獣数を外数で表す。

【加害個体捕獲】

- ・ S群：小田原市による、はこわな捕獲
- ・ 日向群：伊勢原市による、はこわな捕獲
- ・ ハナレザル：厚木市による、はこわな、手捕り捕獲

(単位：頭)

| 群れ名 | 性年齢 | | ワカモノ | | コドモ | | | アカンボウ | | 合計 |
|-------|-----|----|------|----|-----|-----|-----|-------|----|------|
| | オス | メス | オス | メス | オス | メス | 不明 | オス | メス | |
| S群 | 1 | 1 | | | | (1) | (3) | | | 2(4) |
| 日向群 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| ハナレザル | 1 | | | | | 1 | | | | 2 |

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

【個体数調整の捕獲個体数】（経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群を除く）

(単位：頭)

| 群れ名 | 性年齢 | | ワカモノ | | コドモ | | | アカンボウ | | | 合計 |
|--------------|-----|-----|------|----|-----|------|-----|-------|----|-----|--------|
| | オス | メス | オス | メス | オス | メス | 不明 | オス | メス | 不明 | |
| H群 | | (1) | | | 1 | 1 | | | | (1) | 2(2) |
| T 1 群 | | (2) | | | | 2(1) | | | | | 2(3) |
| ダムサイト 分裂群 | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| 日向群 | | (7) | 2 | | 4 | 4 | (1) | 2 | 1 | (2) | 13(10) |
| 大山群 | | (6) | 4 | | 5 | 2 | | | | (1) | 11(7) |
| 片原群 | 2 | 1 | | | | | | | | | 3 |
| 子易群 | | | | | | | | | | | 0 |
| 半原群 | | | | | | | | | | | 0 |
| 高森集団 | | | | | | | | | | | 0 |
| K 1 群 | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| K 2 群 | | | | 1 | | 3 | | 1 | 1 | | 6 |
| K 3 群 | | (1) | 1 | 1 | 3 | 1 | | 3 | | (1) | 9(2) |
| K 4 群 | | (1) | | | 1 | | | | | | 1(1) |

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

2 平成 27 年度 被害状況

(1) 農作物被害の市町村別内訳

[上段：被害面積(ha) 下段：被害額(千円)]

| 地域 個体群名 | 市町村名 | 平成 27 年度 | 主な被害 | 平成 26 年度 | 前年度 比較 | |
|------------|------|-------------|----------|-------------|-----------|---------|
| 西湘 | 小田原市 | 0.6 | 果樹 0.6ha | 8.2 | ▲ 7.6 | |
| | | 26 | 26 千円 | 3,034 | ▲ 3,008 | |
| | 箱根町 | 0.2 | 果樹 0.2ha | | 0.2 | |
| | | 213 | 213 千円 | | 213 | |
| | 真鶴町 | 0.0 | 果樹 0.0ha | | 0.0 | |
| | | 4 | 4 千円 | | 4 | |
| | 湯河原町 | 0.0 | 果樹 0.0ha | | 0.0 | |
| | | 7 | 4 千円 | | 7 | |
| | 南足柄市 | | | | 0.0 | |
| | | | | | 0 | |
| | 計 | | 0.8 | | 8.2 | ▲ 7.4 |
| | | | 250 | | 3,034 | ▲ 2,785 |
| 丹沢 | 厚木市 | 2.4 | 野菜 1.5ha | 5.2 | ▲ 2.8 | |
| | | 1,466 | 976 千円 | 4,034 | ▲ 2,568 | |
| | 愛川町 | 0.0 | 果樹 0.0ha | 0.5 | ▲ 0.5 | |
| | | 3 | 3 千円 | 3,527 | ▲ 3,524 | |
| | 清川村 | | | 0.4 | ▲ 0.4 | |
| | | | | 472 | ▲ 472 | |
| | 秦野市 | 0.7 | 野菜 0.5ha | 2.7 | ▲ 2.0 | |
| | | 957 | 759 千円 | 2,253 | ▲ 1,295 | |
| | 伊勢原市 | 1.5 | 野菜 0.7ha | 6.8 | ▲ 5.3 | |
| | | 1,346 | 1,036 千円 | 9,061 | ▲ 7,716 | |
| | 山北町 | 0.1 | 果樹 0.1ha | 0.1 | 0.0 | |
| | | 284 | 269 千円 | 189 | 95 | |
| 計 | | 4.7 | | 15.7 | ▲ 11.0 | |
| | | 4,057 | | 19,536 | ▲ 15,480 | |
| 南秋川 | 相模原市 | 0.2 | 野菜 0.1ha | 1.3 | ▲ 1.0 | |
| | | 453 | 372 千円 | 2,638 | ▲ 2,185 | |
| 合 計 | | 5.8 | | 25.2 | ▲ 19.5 | |
| | | 4,759 | | 25,208 | ▲ 20,450 | |

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

※ 四捨五入により地域個体群と全体の合計が一致しない場合がある。

(2) 自家用農作物の被害面積

(単位：ha)

| 地域 個体群 | 市町村名 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
|-----------|---------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|
| 丹沢 | 相模原市 旧津久井町 | 0.30 | — | 1.82 | — | | | | | | |
| | 厚木市 | 4.21 | 6.90 | 15.54 | 5.95 | 4.36 | 5.51 | 2.87 | 2.51 | 0.96 | |
| | 愛川町 | 0.31 | 0.80 | — | 0.02 | 0.30 | 0.12 | 0.01 | 0.10 | 0.09 | |
| | 清川村 | 0.22 | 0.28 | 1.10 | 0.38 | 0.02 | 0.55 | — | 0.07 | 0.04 | |
| | 秦野市 | 0.10 | — | 0.20 | 1.43 | — | — | — | — | — | |
| | 伊勢原市 | 0.36 | — | 0.50 | 0.20 | 0.13 | 0.56 | 0.62 | 1.13 | 0.05 | |
| 計 | | 5.50 | 7.98 | 19.16 | 7.97 | 4.80 | 6.74 | 3.49 | 3.81 | 1.14 | |
| 南秋川 | 相模原市 | 旧相模湖町 | 3.30 | — | 0.84 | — | 1.46 | 5.52 | 0.52 | 6.07 | 2.52 |
| | | 旧藤野町 | 0.20 | — | 1.04 | — | | | | | |
| | 計 | | 3.50 | 5.78 | 1.88 | 2.72 | 1.46 | 5.52 | 0.52 | 6.07 | 2.52 |
| 合 計 | | 9.01 | 13.76 | 21.04 | 10.69 | 6.26 | 12.26 | 4.02 | 9.88 | 3.65 | |

※ 自家用農作物の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

※ H23以降の相模原市には、丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

(3) 生活被害・人身被害の市町村別内訳

(単位：件)

| 地域 個体群名 | 市町村名 | 生活被害 | | | | | 人身被害 | | | 合計 | |
|------------|------|------------------|-----------------|----------|----------------|----|------|----|-------------------|----|-----|
| | | 屋外物 品等の 損傷 | 屋内 物品の 略奪 | 人家 侵入 | 生活 上の 脅威 | 騒音 | 計 | 傷害 | 飛びか かる等 の威嚇 | | 計 |
| 西湘 | 南足柄市 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | 小田原市 | 32 | 8 | 2 | 89 | 0 | 131 | 0 | 12 | 12 | 143 |
| | 箱根町 | 5 | 2 | 0 | 5 | 3 | 15 | 1 | 0 | 1 | 16 |
| | 真鶴町 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| | 湯河原町 | 28 | 1 | 7 | 139 | 0 | 175 | 0 | 1 | 1 | 176 |
| | 計 | 65 | 11 | 9 | 284 | 3 | 372 | 1 | 13 | 14 | 386 |
| 丹沢 | 厚木市 | 0 | 3 | 0 | 106 | 2 | 111 | 0 | 1 | 1 | 112 |
| | 愛川町 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 清川村 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| | 秦野市 | 1 | 0 | 0 | 37 | 0 | 38 | 0 | 0 | 0 | 38 |
| | 伊勢原市 | 48 | 3 | 0 | 22 | 1 | 74 | 0 | 1 | 1 | 75 |
| | 松田町 | 0 | 0 | 0 | 63 | 0 | 63 | 0 | 0 | 0 | 63 |
| | 山北町 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 71 | 6 | 1 | 229 | 3 | 310 | 0 | 2 | 2 | 312 |
| 南秋川 | 相模原市 | 9 | 1 | 1 | 30 | 0 | 41 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| 合 計 | | 145 | 18 | 11 | 543 | 6 | 723 | 1 | 15 | 16 | 739 |

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

3 個体数調整について

(1) 対象個体の取扱一覧

| 性年齢 | 個体数調整 | | | 加害個体 |
|--------|---------------------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| | 分裂による被害拡大防止 | 生活被害・人身被害軽減 | 新たな加害群及び加害集団 | |
| アカンボウ | オトナメスと同時の場合は放獣 (冬期に限っては捕獲可能) | 原則、放獣 | 捕獲可能 | 加害個体を識別して捕獲 |
| コドモ | 捕獲可能 | 被害を発生させている主な個体を捕獲 | 捕獲可能 | |
| ワカモノメス | | | | |
| ワカモノオス | | | | |
| オトナメス | 原則、放獣 | | 捕獲当初は、分裂回避のため放獣 | |
| オトナオス | 捕獲可能 | 被害を発生させている主な個体を捕獲 | 捕獲可能 | |

(2) 平成 28 年度個体数調整対象個体

【H群、T1群】

- ・西湘地域個体群は安定的な維持を図るため、計画数はオトナメスとアカンボウを除く。
- ・処分対象個体以外が捕獲された場合は、加害レベルの低下を図るために学習放獣を行う。

(単位：頭)

| 性年齢区分 | H群 | | T1群 | |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| | 個体数 | 計画数 | 個体数 | 計画数 |
| アカンボウ | 12 | 0 | 5 | 0 |
| コドモオス | 1 | 7 | 0 | 5 |
| コドモメス | 1 | | 0 | |
| コドモ不明 | 10 | | 8 | |
| ワカモノオス | 0 | 1 | 2 | 2 |
| オトナオス | 2 | | 2 | |
| ワカモノメス | 1 | 0 | 4 | 0 |
| オトナメス | 16 | 0 | 9 | 0 |
| ワカモノ不明 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 不明 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 43 | 8 | 32 | 7 |

※個体数は、平成 27 年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数から、調査後の捕獲数を引いたものである。

【経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群】

- ・経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群のサルは栄養状態が良く、ワカモノメスも出産が可能である。効果的に目標数を達成するために、ワカモノメスとオトナメスを合計した上限数を定める。
- ・鳶尾群については、試験的に行っている群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの捕獲は継続する。

(単位：頭)

| 性年齢区分 | 経ヶ岳群 | | 鳶尾群 | | 煤ヶ谷群 | |
|--------|------|-----|-----|-----|------|-----|
| | 個体数 | 計画数 | 個体数 | 計画数 | 個体数 | 計画数 |
| アカンボウ | 4 | 5 | 6 | 21 | 6 | 9 |
| コドモオス | 1 | | 8 | | 1 | |
| コドモメス | 2 | | 8 | | 2 | |
| ワカモノオス | 0 | | 1 | | 0 | |
| オトナオス | 3 | | 3 | | 3 | |
| ワカモノメス | 3 | 0 | 2 | 4 | 1 | 1 |
| オトナメス | 12 | | 17 | | 16 | |
| 合計 | 25 | 5 | 45 | 25 | 29 | 10 |

※個体数は、平成 27 年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数から、調査後の捕獲数を引いたものである。

※各群れの性年齢区分における捕獲数については、上限数を示している。

※経ヶ岳群については、平成 28 年度中の生息状況調査等の結果によっては、必要に応じて計画数を見直す。

【日向群、大山群】

- ・目標頭数での維持を目指し、性年齢構成のバランスに配慮するため、コドモメス及びワカモノメスは、推定頭数未満を上限とし、年度内の個体数調査により、頭数に変更が生じた場合は、個体数調査による頭数未満を上限とする。

平成 28 年度出産前の推定頭数 (単位：頭)

| 性年齢 | 日向群 | 大山群 |
|--------|-----|-----|
| アカンボウ | 12 | 12 |
| コドモメス | 6 | 6 |
| コドモオス | 0 | 3 |
| ワカモノメス | 3 | 4 |
| ワカモノオス | 1 | 1 |
| オトナメス | 19 | 17 |
| オトナオス | 6 | 3 |
| 総計 | 47 | 46 |

※ 推定頭数は、研究機関による推計。オトナオスについては、移入を考慮し個体数調査時の頭数としている。